# 永田家文書 (追錄)

神戸深江 生活文化史料館

2 1	譲渡田地証文之事 久兵衛~永田屋平治郎煎株売渡一札 清兵衛~永田屋惣兵衛	天保八酉十一月
3	譲渡シ田地証文之事   忠次郎   惣左衛門	嘉永三戌八月
4	譲渡申畑地之事 久兵衛~宗兵衛	文化九申四月
5	譲リ渡シ畑地証文之事(久兵衛~永田屋平治郎)	天保九戌六月
6	譲リ渡シ畑地之事 喜平次~永田屋平治郎	天保十一子五月
7	譲渡シ畑地証文之事 藤左衛門~永田屋平次郎	嘉永元申八月
8	譲渡新開畑地証文之事 庄左衛門 平次郎	安政二夘二月
9	譲渡シ証文之事(畑地) 庄左衛門ゟ	安政三辰七月
10	譲渡申畑地証文之事 清右衛門~ 平次郎	文久元年酉九月
11	譲渡シ畑地証文之事 角兵衛~永田屋平次郎	萬延二酉二月
12	譲渡畑地証文之事 安次郎~永田屋平次郎	文久二戌十一月
13	譲渡畑地証文之事 太平次~永田屋平次郎	文久二戌十二月

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
質物差入金子借用証文之事(建屋) 庄兵衛~永田屋	建家質物証文之事 吉三郎~永田屋平治郎	質物に差入銀子借用証文之事(田地) 太郎兵衛~ 永田屋	質物差入銀子借用証文之事(田地) 太郎兵衛~永田屋	質物差入銀子借用証文之事(畑) 惣兵衛~平次郎	質物差入申置証文之事(田地) 久兵衛~九良左衛門	譲リ渡シ家屋鋪証文之事 新五兵衛~ 平治郎	譲渡シ家屋鋪証文事 仁左衛門~弥右衛門	売渡申建家之事 弥三八~永田屋平次郎	譲り渡シ証文之事(建屋) 栄次郎~惣兵衛	譲渡シ証文之事(屋敷) 九平次~永田屋平次郎	譲渡申証文之事(建屋) 甚右衛門~ 平治郎	譲渡シ申証文之事(納屋・桶) 新左衛門 ~ 平次郎	家屋鋪譲り渡シ証文之事	売渡申家屋鋪之事 磨屋治兵衛 つな
年月日不詳	安政五午五月	萬延元申十月	萬延元申九月	天保十亥十二月	天保五午十二月	慶応元年丑八月	慶応元年丑八月	萬延元申七月	安政五午三月	嘉永六丑四月	嘉永三戌八月	弘化三午五月	弘化二巳十一月	文政六年未三月
23	22	21	20	20	19	18	17	17	16	15	14	14	13	12

43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
覚(金子・手形受取) 村方~平次郎	覚(金子受取) 善左衛門 善右衛門	覚(受取及び証文預リ) 差出人不詳	覚(畑地代銀内受取証) 村方~永田屋平治郎	覚(受取証) 辰次郎~永田屋平二郎	年賦銀証文之事 甚右衛門~永田屋平次郎	指入申年賦証文之事 儀左衛門~永田屋平治郎	年賦銀借用証文之事 善五郎他 > 永田屋平次郎	預り証文事 久四郎~永田屋平治郎	預リ申銀子之事 、八左衛門~九良左衛門	預り銀子之事 喜平次~ 惣兵衛	預リ申銀子之事   庄兵衛   平治郎	質物差入銀子借用証文(土藏) 惣五郎~永田屋平治郎	質物証文之事(屋鋪・藏・道具) 平次郎 甚左衛門	覚(質物預リ及び計算書) 吉三郎・茂七~ 平二郎
年不詳卯二月二十日	年不詳四月八日	天保十二巳八月	年不詳辰七月十三日	文久三亥二月朔日	文久三亥二月	弘化三午二月	文政六未五月	天保八酉五月二十五日	文政十二丑十二月	文政七申七月	文化十四丑十二月	慶応元丑九月	文久二戌十月	年不詳午七月
32	32	31	31	31	30	30	29	28	28	27	27	26	24	24

58 覚	57 覚	56 覚	55	54 覚	53	52 覚	51	50 覚(証	49	48 覚	47 覚(	46 覚(	45 覚(	44 覚(
覚(金子受取) 増田屋 平次郎	覚(手形受取) 伊兵衛 平次郎 久三郎 永田屋	覚(年賦銀受取) 九郎左衛門~ 宗兵衛	[付一札之事(利金納状) 津知村 水井太兵衛 平次郎 水田屋	覚(手形受取及預り書) 中西喜兵衛~本 平次郎	.定書覚 不詳	覚(金子渡方依頼状) 白井弥三郎~嘉納治太郎	覚(金子受取)  源兵衛   平治郎	《証文金内受取》 源兵衛 平治郎 不屋 水田屋	啓(借用金子の件) 宗兵衛~ 御衆中	覚(受取計算書) 辰与~永平	覚(受取及願下げ了承) 源兵衛 平治郎他 和泉屋 永田屋	覚(受取証) 市場養助~ 平治郎他	質地代金請渡シ内訳) 不詳よし嶋新田	覚(金子受取) 庄左衛門~ 平次郎
年不詳申九月十三日	年不詳巳三月十四日	年不詳寅八月十二日	年不詳戌十月	年不詳二月十九日	年不詳午九月	年不詳辰五月晦日	年不詳未四月二十五日	年不詳未二月朔日	年月日不詳	文久三亥二月二十一日	年不詳午九月十一日	壬子正月晦日	年不詳戌十二月二十日	年不詳卯七月十一日
40	40	39	39	38	37	36	36	36	35	35	34	33	33	32

73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60
約定書(田畑建家売渡シ) 野間弥七郎~永田平治郎	田地讓渡証文之事 高橋重左衛門~ 平次郎	御門跡様金子上納・平治郎へ	御銭別銀上納 平治郎へ	銘酒献上 永田平次郎へ	開山御名染筆一幅差下シ通知 下間大弐法橋正辰~ 平次郎	信明院様三十三回忌手製銘酒献上 魯田左兵衛正辰 水田屋	永代経志喜捨受領証 正壽寺~永田平治良	御膳料寄進受納書 別当放光院  平次郎	永代御経志内上納受取 御本山御納戸~ 平治郎	御染筆両幅差下シ通知 下間大弐法橋仲之~ 永田屋	御礼銀上納 新兵衛~平治郎	双済依頼状 岡田周介~永田平兵衛	口上(借用願状) 魚崎 ~永田
明治十二年十月二十五日	明治五年申三月	年不詳午九月十二日	年不詳巳十二月十一日	年不詳酉四月二日	年不詳三月	年不詳三月	明治十三年十一月二十七日	年不詳酉八月	嘉永五壬子七月九日	文化七庚午十一月十六日	寛政十年午九月二十八日	明治十八年三月十七日	年不詳九月二十一日
48	47	47	46	46	45	45	44	44	43	43	42	42	41

59

覚(土地測量照合依頼)

村方~永田屋

年月日不詳卯年

40

88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75
地曳網漁業権譲り渡シ証 中網竹松~八尾常松	譲リ渡証券(古風呂) 小薮千代松~永田平次郎	網道具讓渡証文之事 平八~永田屋宗兵衛	建家譲り渡証(相続)付面図 野田卯三吉~野田長太郎	譲り渡証券 高橋重左衛門~永田平次郎	売渡申証券 永田知吉~永田平次良	一札之事(居宅建家譲り渡シ) 本藏~永田屋平治郎	家屋鋪譲渡証文之事 辰次郎~平次郎	畑地鍬下売渡証券 西網元治郎~永田平治郎	売渡申証券 村方~永田平次郎	譲り渡シ畑地証文之事 志井仲右衛門~永田平次郎	田地売渡証券 阪口文右衛門~永田平治郎	売渡シ証文之事を対善太郎~永田平次郎	田地売渡証券 田賀徳松~永田平次郎
大正七年一月二十七日	明治十四年十一月	明治二巳十一月	明治二十四年三月十一日	明治九年子一月十六日	明治八亥九月二十四日	明治三午九月	明治三午九月	明治十八年二月十一日	明治八年亥十月三十日	明治六年酉五月	明治二十年九月十二日	明治十八年六月三十日	明治十八年一月十五日
59	58	58	56	55	54	54	53	52	51	51	50	49	48

74

御定書(田地譲渡シ)

永田藤平治 ~ 永田平次郎

明治十六年十二月

48

103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89
借家借請証 姓丸新太郎~永田亀吉	貸家借受証 前田久吉~永田亀吉	貸家借受証 三木三次郎~永田亀吉	貸家々賃受負証 納多きく~永田亀吉	貸家請負証 永井善藏~永田亀吉	家請証文之事 永井庄七~永田亀吉	家請一札 東井甚平~永田平司郎	借家証文之事 永井米枩~永田亀吉	借家引請一札之事 山村丑松~永田平次郎	借家請書之事 松尾仁左衛門~永田平治郎	借証(居宅及属具) 辰已ウタ~長田平次郎	家賃金証券 小寺太郎兵衛 平次郎	家請一札之事 安藏~永田平次郎	地曳網漁業権譲り渡シ証 八尾常松~永田為一	証(魚業地曳網営業権譲渡) 山路新左衛門~中尾又一
明治二十五年七月十五日	明治二十四年卯八月十五日	明治二十一年十二月十二日	明治二十一年六月二十六日	明治九年五月一日	明治二十一年一月十三日	明治十九年九月	明治十九年一月二十六日	明治十八年十月	明治十三年十一月	明治十二年卯五月十八日	明治十年四月二十六日	明治八年亥十月	大正八年十月九日	大正八年十月九日
66	66	65	65	64	64	63	63	62	62	61	61	60	60	59

118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104
借用申金子之事 平次郎 新太郎 伊丹町	借用之事 民田与平~永田屋	証(割引料受取) 第一国立銀行~永田平次郎	地所及建物書入登記願 永井惣五郎   神戸登記所	差入申請取証 大森伊右衛門~ 平治郎	借用申証文之事(素麵道具) 李知村 《永田屋平次郎	質物差入金子借用証文之事 永田宗兵衛~八田善四郎	差入申一札之事(漁船売端書後欠) 善若衛門 太右衛門差入申一札之事(漁船預リ ) 庄屋 山田	網道具貸付の件(前欠) 不詳	質物差入金子借用証文之事 高橋重左衛門 平次郎	約定一札之事 善太郎 平治郎	金子預リ証券 鳥羽政七~永田平治郎	金子預リ証文之事(宗七郎~永田平治郎)	宅地及畑地小作借受証書 野田長太郎 (永田亀吉	小作証文之事 小寺太郎兵衛 平次郎
明治元年戌辰十月	年不詳七月二日	明治十八年一月二十三日	明治二十年四月三十日	明治七年戌十二月五日	明治四年未十一月	明治五年壬申八月	(明治)年月日不詳	(明治)年月日不詳	明治五年壬申五月	明治三年午八月	明治十九年四月十九日	明治五年申九月	明治二十四年五月一日	明治十六年四月十三日
75	75	75	75	74	74	73	71	70	69	69	68	68	67	67

133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119
借用金之証 藤田喜三兵衛~	借用連印証券 村上庄右衛門~永田亀吉	月賦借用証   乙之助~永田平次郎	建家登記附属図面 小寺太郎兵衛~永田平治郎	金子借用証券 小売 《永田平次良	金子借用証券 吉岡幸左衛門~永田平次良	記(金子借用証) 前田源次郎~永田平次郎	金子借用証券 松雄仁左衛門~永田平治郎	金子借用証券 笹井卯兵衛~永田平治郎	借用金証券 大川喜兵衛~永田平治郎	差入申一札之事 、	金子借用証券 志井角兵衛~永田平治郎	証(金子預り証) 太田喜介~永田平治郎	借用証文 飯田与三兵衛~永田平治郎	借用証文之事 種次郎~永田屋
明治二十年六月二日	明治二十年四月二十六日	明治二十年亥二月二十六日	明治十八年四月二十五日	明治十八年三月二十日	明治十七年七月九日	明治十七年七月六日	明治十七年二月	明治十七年二月十五日	明治十六年三月十日	明治十年巳四月十一日	明治九年十一月	不詳九年一月十五日	明治六酉五月	明治二年巳七月
82	81	81	80	80	79	79	79	78	78	77	77	77	76	76

148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134
証(金銭取引不動産設定) 善塔又治郎~永田助藏	計算書 谷尻宇太郎~永田亀吉	証(抵当処分承諾)	証(金子延借抵当差入) 永田助藏~善塔又治郎	証(抵当確認証) 永田助藏~善塔又治郎	証(受取計算書) 不詳	借用証書   棘恵峻~永田為一	借用証書 岡村種藏~永田亀吉	金子借用証書 永本惣五郎~永田亀吉	借用申金子事をおけて永田亀吉	借用金子事 山村八三郎~永田亀吉	借用申金子ノ事 磯辺政次郎~永田亀吉	借用申金子ノ事 小畠兵左衛門~永田亀吉	借用申金子ノ事(丸谷弥治右ヱ門~永田亀吉)	約定証(金子引渡) 村上庄右衛門~永田亀吉
大正四年四月十日	大正四年四月二日	大正三年十二月二日	大正三年十二月二日	大正三年十二月二日	年月日不詳	大正十年十一月二十五日	大正八年十一月十三日	明治二十四年一月一日	明治二十一年四月二十七日	明治二十一年四月九日	明治二十一年四月五日	明治二十一年三月十九日	明治二十一年三月三十一日	明治二十年十一月二十四日
89	88	88	87	87	86	86	85	85	84	84	84	83	83	82

160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150
証(受取) 藤谷次左衛門 } 不詳	仕切目録 廣岡店~永尾御店	書翰 廣岡正~平兵衛	家督相続人廃除判決書(与) 神戸地方裁判所民事第三部	記(金子請取) 本永田~藤平治	記(金子請取) 大堀久兵衛~永田平次郎	覚(請取) 政助~永田	証(計算書) 茂左衛門善右衛門~永井藤吉	証(金子請取証文紛失) 芝伝藏~永田平次郎	記(金子受取) 阪口~本永田	証(金子返済) 藤平治~永田平次郎
年不詳寅二月十三日	年不詳十二月三日	年月不詳十二月	大正十年不詳	年不詳酉十二月五日	年月不詳二十八日	明治八年亥十月十二日	明治十年十一月	明治七年戌六月	年不詳四月二十九日	明治十八酉六月
95	95	94	92	91	91	91	90	90	89	89

149

証(残金相殺)

岡田久吉~永田為一

大正十年六月二十八日

89

賈渡シ 札

壱

付代銀八百目賣渡申所実正也、右之煎株我等所持ニ御座侯處、

然ル上ハ右煎株ニ付 此度無據要用之儀

脇ヨリ違乱妨申者無御座候、 萬一差構申者有之候

請人罷出急度埓明可申候、 爲後日之煎株賣渡證文

仍而

如件 文政十一

清

兵

衞

賣主

子十二月

受人

清 五 郎 (FI)

煎屋月行司

平 次印

永田

屋

惣兵衞殿

「文政十一子十二月包紙

煎株賣渡シ證文

清

兵

衞 殿

天保八年酉十一(包紙) 月

久兵衞殿ゟ

譲リ受候分

田地證文入

弐通

譲リ渡田地證文之事

大日前

代銀八百目譲リ渡申所実正明白也、然ル上ハ右田地 一、中田八畝弐拾三歩 右之田地我等所持二御座候處此度無據要用之儀二付、 分米壱石壱斗四升

天保八酉年

相かけ申問敷候、

爲後日田地譲リ渡證文仍而如件

有之候ハ、印形之モノ罷出急度埓明其モノへ御難 ニ付脇ヨリ差構申モノ無御座候、万一違乱妨申

+ · 月

譲り主

久

兵

衞

(A)

請

忠

太

夫邱

屋

庄

喜

平 次 (A)

E 儀

平 治 郎 殿

## 譲リ渡シ田地證文之事

字木本

一、中田 同所本歩壱反七歩之内 八畝拾七歩

分米壱石壱斗壱升三合

分米五斗壱升五合

中田 三畝弐拾九歩

役等其元殿ヨリ御勤可被成候、右田地ニ付脇外ヨリ 爲札銀四百目慥請取申處実正也、然ル上ハ御年貢諸 右之田地私出作仕候處此度無據要用之儀ニ付譲渡シ

来候得ハ私罷出急度埓明其元殿エ少シ茂御苦労相懸 ケ申間敷爲後日之譲リ渡シ田地證文仍而如件

違乱妨申者毛頭無御座候万一故障ケ間敷義申モノ出

嘉永三戌年八月

譲り主

横屋村

忠

次 郎

永壽講中

講元

惣左衞門殿

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候 以上

庄屋

庄 左 衞 門

(EI)

(包紙)

字納家後畑證文 銀弐百五拾目定

久兵衞殿ゟ

借リ譲分

## 譲リ渡申畑地之事

字納屋後

一、下々畑弐畝歩

右之畑地我等所持ニ御座候所此度無處要用之儀ニ付

分米壱斗弐升

代銀弐百五拾目譲リ渡シ申所実正明白也然ル上ハ右

畑地ニ付違乱妨申者無御座候爲後日畑地譲リ渡證文

仍而如件

文化九年

申四月

畑譲り主

久

兵

衞卿

請人

庄屋

八

左

衞

門

**(1)** 

作 右

衞 門即

宗兵衞

殿

## 譲リ渡シ畑地證文之事

字休弥弐筆

下畑三畝弐拾五歩 分米三斗五合

代銀壱貫目譲渡申所実正明白也、 右之畑地我等所持ニ御座候處此度無據要用之儀ニ付 然ル上ハ 右畑 地

一候爲後日畑地譲り渡證文仍而如件 印 形 ノモノ罷出急度埓明其元御難儀

候ハ、

天保九

戌六月

来候 申

*/*\

`

請人罷出急度埓明其元へ少茂御難儀相

衞 (11)

請 Ä

忠

庄 屋

喜

永田 屋

平 治 郎 殿

モノ無御座候万一

違乱妨申

E

相

掛申問 ラ有之

付脇ヨリ差構申

譲り主

久 兵

太 夫郵

平 次郵

永田

平 治 郎 殿 天保十一年子六月(包紙)

醬油藏前畑ケ證文入

米や

喜平次

持分」

譲り渡シ畑地之事

堤外戍新田

下々畑 拾四步

分米弐升八合

右之畑地我等所持ニ御座候處此度無據要用之儀ニ付

付脇ヨリ差構申モノ無御 代銀弐百目譲リ渡シ申處実正也、 「座候、 万一違乱妨 然ル上ハ右畑地ニ 审 E ノ出

問敷候爲後日讓 リ渡證文仍而. 如件

天保十一子年

五月

譲り 主

喜 平

次郵

請

嘉 平 次回

- 4 -

か け

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候

已上

庄屋

庄 左 衞 門即

譲リ渡シ畑地證文之事

字休弥夘新田

、下畑四畝四歩

分米三斗三升壱合

ニ付譲リ渡シ代銀六百目慥ニ請取申處実正也、然上 右之畑地我等所(持脱カ)御座候處此度無據要用之儀

件

嘉永元年

申八月

譲り主

藤

左

衞 門

**(II)** 

請人

\_

藤

永田屋

平治郎殿

郎 (II) 御難儀相懸申間敷候後日之譲リ渡シ畑地證文仍而如 儀申モノ出来候ハ、請人罷出急度埓明貴殿へ少シ茂 ニ付脇ヨリ違乱妨申者毛頭無御座候若又故障ケ間敷 者御年貢諸役銀等貴殿ヨリ御勤可被成候、尤右畑地

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候 已上

庄屋

庄 左 衞 門 **(** 

安政二卯二月(包紙)

村方

庄屋

年寄

惣 庄 左 五 衞

郎 門

東濱地證文入

譲リ渡シ新開畑地證文之事

字東濱五番

、畑四畝弐拾四歩

分米

壱斗三升

同所 六番

、畑六畝九歩

分米

壱斗八升九合

同所七番

、畑六畝六歩

同所本歩弐反四畝廿四歩之内八番

分米 壱斗八升六合

分米 三斗七升弐合

、畑壱反弐畝拾弐歩

此反別〆弐反九畝弐拾壱歩

此取米合 四升四合

拾五匁慥ニ請取申處実正明白也、然ル上者御年貢御御の一同相談之上譲り渡シ禮銀拾三貫四百五御高入此度一同相談之上譲り渡シ禮銀拾三貫四百五右之新開畑地我等相談を以村永く爲相続之村請仕寅

殿へ少茂御苦労相懸ケ申間敷候爲後日新開畑地譲 間敷義申モノ出来候ハ、印形之者罷出急度埓明其元 畑地ニ付脇ヨリ違乱妨申者毛頭無御座候萬一故障ケ 公役村諸掛リ合等其元殿ヨリ御勤可被成侯尤右新開 1) 「庄左衞門殿(包紙) 證文

渡シ證文仍而如件

安政二年卯二月

譲り主庄屋

庄 左

衞 門

(II)

右同断年 寄

惣 Ŧī. 郎 (I)

善 右衞門 **(II**)

請人百姓代

右同断同所

間敷義申モノ出来候ハ、請人罷出急度埓明貴殿へ少 右畑地ニ付脇ヨリ違乱妨申者毛頭無御座候若故障ケ 者御年貢諸役諸掛リ合等其元殿ヨリ御勤可被成候尤

モ御苦労相懸申間敷為後日譲り渡シ證文仍而如件

**(II)** 

永田屋

平次郎殿

久 左衞門

安政三辰年

七月

譲 り主 庄

左

村方浜地證文

人 逸

作

**(II)** 

請

衞 門便 □□之家敷(出銀カ)

譲リ渡シ證文之事

下々畑 字堤外巳新田屋敷壱畝廿六歩之内 壱畝歩

分米六升 取米弐升壱合

シ禮銀弐貫弐百五拾目慥ニ請取申處実正也、 右之畑地我等所持ニ御座候處此度無處儀ニ付譲り渡

然ル上

惣 Ŧi. 郎

(付笺)

柴七證文

字神樂新田

譲渡申畑地證文之事

、下々畑 三畝歩

分米 五升弐合

右之畑地我等所持ニ御座候處此度無處要用之儀ニ付

上者御年貢幷諸役等許元殿ヨリ御勤可被成侯尤畑地譲渡シ禮銀弐百目慥ニ受取申處実正ニ御座侯、然ル ニ付脇外ヨリ違乱妨申者毛頭無御座候若故障ケ間舗

苦労相掛申間敷候爲後日譲渡畑地證文依而如件

義申モノ出来候ハ、請人罷出急度埓明貴殿江少茂御

文久元年

酉九月

譲り主

右

清

衞

門郵

右受人

永田屋平次郎殿

ti (II)

右之通相違無御座候ニ付奥印仕候 以上

仁左衞門即

## 譲渡シ畑地證文之事

一、下田壱畝拾弐歩 分米壱字休弥夘新田弐畝弐拾弐歩之内 分米壱斗五升四合

一、下畑壱畝六歩同所弐畝拾八歩之内

分米九升六合

ニ付脇ヨリ違乱妨申モノ毛頭無御座候萬一故障申者 年貢御公役幷諸掛リ等貴殿ヨリ御勤可被成候右畑地 出来候ハ、請人罷出急度埓明貴殿江少茂御苦労相掛 譲渡禮銀六百五拾目慥請取申處実正也、然ル上ハ御 右之田畑我等所持二御座候處此度無據要用之儀二付

ケ申間敷候爲後日之譲渡シ畑地證文依而如件

萬延弐酉年

二月

譲り主 角 兵

衞卿

受人芦屋村

衞印

兵

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候以上

永田屋平次郎

殿

体弥畑ヶ證文

角 兵 衞 分

年寄

仁左衞門 **(** 

譲渡畑地證文之事

一字 **`**@休 下 弥 下畑弐畝拾六歩

壱斗九升

爲後證譲渡畑地證文依而如件 印之者罷出急度埓明貴殿江少茂御難儀相掛申間敷候; 違乱妨申モノ毛頭無御座候、若故障等有之候ハ、加 文久弐年

諸役等ハ其許殿ヨリ御勤可被成候尤畑地ニ付脇ヨリ

禮銀五百五拾目慥受取申處実正也、然ル上ハ御年貢命命。

戌十一月

譲り主

安

次 郎

四 郎 受人

平

永田屋平次郎

右之通相違無御座候ニ付奥印仕候

以上

年寄

仁左 衞 門 **(II**)

(付箋)

安治郎證文

譲渡畑地證文之事

「太平次休弥畑ヶ證文(付笺)

、下畑弐畝拾六歩

禮銀六百目慥受取申処実正也然ル上ハ御年貢諸役等命。の知知我等所持ニ御座候處此度無據儀ニ付譲渡シ右之畑地我等所持ニ御座候處此度無據儀ニ付譲渡シ

分米壱斗八升

戌十二月

譲渡シ畑地證文依而如件

罷出急度埓明貴殿江少茂御苦労相掛申間敷候爲後證

貴殿ヨリ御勤可被成候、右畑地ニ付脇ヨリ違乱妨申 モノ手頭無御座候若故障等申者出来候ハ、加印ノ者

文久弐年

譲り主

太

平、

次即

受人

平

四 郎

以上

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候

永田屋平次郎殿

年寄

仁左衞門即

家屋敷買入證文入(付笺)

西宮勘重郎

賣渡申家屋舗之事

一、屋舗 拾步 斗代三升八合三勺

同

十七歩 斗代六升六合

新屋

但シ壱役也

此地面と

瓦葺建家壱ヶ所 表口四間

裏桁四間半

急度埓明可申候爲後日賣渡證文仍而如件 (II) ョリ違乱妨申者無之候萬一在之候ハ、印形之者罷出 目慥ニ受取賣渡申處実正也然ル上ハ右家屋敷ニ付脇 右家屋敷我等難爲所持此度要用有之二付銀三百五拾

文政六年

未三月

磨屋

治 兵 衞

賣主

生瀬屋

受人 太 平 次⑩

岩田屋

はりま屋

な 殿

つ

右家屋舗当所支配相違無之候

以上

年寄

真多

善 兵 衞

-12-

五人組

宗

太 郎

家屋舗譲リ渡シ證文之事

、建家壱ヶ所 ・中畑壱畝拾弐歩

屋舗

分米壱斗四升

梁行 三間

前書之通相

·違無御·

座候ニ付奥印

可 仕

以

上

桁行 四間

藁ふき雨仕廻り当時有姿之儘

納家藏壱ヶ所

伹シ瓦ふき居宅續有之

ニ付譲り渡シ代銀七百目慥ニ請取申處実正明白也然右之建家屋舗我等所持ニ御座候處此度無據要用之儀

十一月

苦労相掛申間敷候爲後日譲リー札仍而如件

弘化二巳年

乱妨申者出来候ハ、請

人罷出急度埓明貴殿江少茂御

ニ付脇ヨリ故障ケ間敷儀申モノ決而無御座候若又違 ル上ハ御年貢諸懸等貴殿ヨリ相勤被下候尤建家屋舗

青木村譲り主 治 左 衞 門

**(II)** 

受人深江村 六

郎 兵 衞 (FI)

永田屋

平 次 郎 殿

庄屋

庄 左 衞 門

### (包紙)

新左衞門 濱納家證文入

#### -• 譲り 渡シ申證文之事

納家壱ヶ所

-• 桶 但シ藁葺ニ而有姿之儘 弐本

桁梁 行行

三七間間

但六尺三寸

銀六百目慥ニ請取申處実正也、

然ル

上ハ貴殿勝手御

右之品我等所持ニ御座候處此度以相対ヲ譲リ渡シ代

埓明其元殿 御座候若故障ケ間敷儀申者出来候 支配可被下候尤右建家ニ付脇ヨリ違乱妨申者毛頭 ヘ少シモ 御難 儀相懸申間敷候爲後日譲 いハ、請· 人罷出急度 無 1)

之候

ハ、加判之者罷出貴殿へ

少茂御難相掛申間敷候

ケ間敷義申者有

爲後日譲リ渡證文仍而如件

嘉永三戌年

譲り主

八月

甚

右

衞

門

(FI)

請

人

九

郎

兵

衞

(FI)

IJ

違乱妨申者毛頭無御座候萬一故障

弘化三午年

渡

シー札依而

如件

譲 ij 主

五月

新 左 衞

門

(FI)

請 人

六

永

田

屋

平

次 郎

殿

郎 兵 衞

(FI)

永 田 屋

平 治 郎 殿 <u>,</u>

譲り 渡申證文之事

瓦葺藏

但シ片颪 【附並ニ釘附之品幷ニ襖| 壱ヶ所 桁行 梁行

儘

襖四

枚 弐弐間間

当時有姿之儘

半

X

但 シ釘附有姿之儘

壱三 間間

藁葺濱納家壱ヶ所

¬@

桁梁 通 行行 り

脇  $\exists$ 

銀三百八拾目慥二請取申所実正明白也、然ル上者何 即 右之建家我等所持二御座候處此度勝手二付譲り渡代

時成共貴殿御勝手ニ御引取可成候尤右建物ニ付:

嘉永三戌三月 濱藏證文入

車や

甚ら

譲リ渡シ證文之事

シ禮銀百四拾目慥請取申處実正也、然ル上者御年貢右之屋敷我等所持ニ御座候處此度無據儀ニ付譲リ渡

諸役村掛ケ等御勤可被成候尤右屋敷ニ付脇外ヨリ違

分米 三升五合

一、屋敷拾歩半 一、屋敷拾歩半

大工九郎兵衞

西屋敷證文入

永田屋平次郎

殿

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候

庄屋

已上

庄

左衞 門ঞ

加判

之モノ罷出急度埓明貴殿へ少シ茂御難相懸申間敷候、 乱妨申者毛頭無御座候萬一故障申者出来候ハ、

爲後日譲リ渡證文仍而如件

嘉永六丑年

四月

譲り主

九

平

次即

請人

九

郎兵衞

**(II**)

権付 

文

借家譲リ受

譲リ渡シ證文之事

但シ地ハ庄左衞門殿借 分米 三斗五升 屋敷

三而

建家壱ヶ所

梁行 桁行 三間 六間

半

藁葺東西間中之瓦葺ぶき在之

但シ

外ニ雪隠

弐ヶ所

惣瓦

葺

井戸 ハ北借家と半分ツ 御 座候

右ニ等々在姿之儘

御支配可被下候尤右建家二付脇 ヨリ · 違乱妨 申者毛 渡代銀九 御勝手ニ 頭

度将明其貴殿へ少シ茂御難儀相懸申間敷爲(元脱力) (元脱力) 無御座候若故障ケ間敷儀申者出来候得ハ請

後日

譲 出 1) 急

人罷

札依而

如件

安政五年

譲 ij 主

栄 次 郎 **(III)** 

午三月

惣 兵 衞 殿

> 請 人

権 左 衞 門 (FI)

居 をかが

梁行 四 間

桁行 弐間 半

付 賣 脇 渡  $\exists$ 

故障ケ間敷申者毛頭無御座候、 出其元殿 ヘ少シ 茂御難義相掛申間 若有之候 ?敷爲後日之賣 シハ、 請 渡

罷 IJ

札

依 行 如

件

萬延

申 七月 日

賣

主

弥 八 (II)

請 人

付

冨 Ŧ. 郎 (A)

永田屋平次郎殿

(付笺) 弥戻 分置

ij

分 證文

厘 不足か んし有

渡 シ家屋 分米壱斗弐升弐合

壱ヶ所 梁行

建家 屋舗

~@ ~@

弐拾八歩

三間

シ惣瓦葺南が わ 二間 桁行 中 お ろし付雨 三間 党尺 仕

廻

1)

但

(B) 雪隠

壱ケ所

戸障子釘付之品不残当時有姿之儘

リ御 正明白 右之家屋舗我等所持ニ御座候處此度無據要用之儀 右之家屋舗我等所持ニ御座候處此度無據要用之儀 来候 ケ中 IJ 譲リ渡シ禮銀壱貫九百弐拾五匁慥ニ請取申 違乱妨申者毛頭無御 勤 也、 間 メ可 ハ 敷候爲後日之家屋舗譲 請 被成候尤右家屋舗二付親類者不及申 然ル上者向後御年貢諸懸り合等其 八罷出 急度埓 座候若故障ケ間敷義申 門貴殿 リ渡シ證文仍 少シ茂御

(元殿 候處

 $\exists$ 

実

脇 į

郊

0

慶 應 元 出

 $\exists$ 

八八月

譲 ij

主

而 難

如 義

 $\pm$ 

前

書之通相違無御座候ニ付奥印仕候 弥右 l 衞門

殿

庄屋

茂 左 衞 門 **(II**) 左 門

請 岚

勘

左

衞

門

**(** 

屋舗

拾四

譲リ渡シ家屋舗證文之事

仁 衞 **(1)** 

中畑 屋舗

以上

建家 壱ヶ所

九步

弐拾八歩

分米六升弐合 知升六合 分米三升九

桁梁 行行 六三 間間 合

但シ惣藁葺兩仕廻り戸障子釘付之品不残

当時有姿之儘

壱ヶ所 一、井戸 壱ヶ所

<u>,</u>

雪隠

付譲り渡シ禮銀弐貫五百目慥ニ請取申處実正明白也、右之家屋舗我等所持ニ御座候處此度無據要用之義ニ 請人罷出急度埓明貴殿へ少シ茂御難義相懸ケ申間 申者毛頭無御座候若故障ケ間敷義申もの出来候ハヽ 被成候尤右家屋舗ニ付親類者不及申脇外ヨリ違乱妨 ル上者向後御年貢諸懸リ合等其元殿ヨリ御勤メ可

慶應元年

候爲後日之家屋舗譲リ渡シ證文仍而如件

敷

丑八月

譲 り主

新

五 兵 衞 (FI)

請人

吉

Ξ

郎

永田屋

平治郎殿

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候 以上

庄屋

茂 左衞門 **(II**)

当所街道筋新五兵衞家敷(付笺)

建家有姿之儘譲り請證文

慶應元

丑八月

字大日前 **(II**)

質物差入申置證文之事

中田 八畝廿三歩

右田地質物ニ差入文政八年酉一月銀四百目借用仕候

處、當天保五年午十二月ニ而年限ニ相成元利共無遅

目借用仕り慥ニ請取申候尤来ル未十一月限リ月壱分滯返済仕候然ル處右古證文質物ヲ以此度相改銀四百

其時一言之子細申間敷候爲後日質物差入證文仍而如 古書文之通田地其元殿江御引取帳面御切替可被成侯 之利足加江元利共滞急度返済可仕候萬一相滯候ハ、

件

天保五年 午十二月

質主

衞

兵

證人 久

左衞 門 A

八

九良左衞門殿

# 質物差入銀子借用證文之事

#### 字屋敷

中畑 弐拾 八 歩

分米 九升三合

右之畑地我等所持ニ御座候處此度勝手ニ付右畑

物差入銀五拾七匁五分慥ニ請取借用申所実正 明白也

利共無遲滯急度返済可仕候、 然上者壱ヶ月銀壱歩之利足加へ 萬一 来ル子七月限リニ元 相滞り候 ハヽ 右質

爲後日質物差入借用證文仍 石如件 物貴殿へ引取御支配可被下候其時一言之子細申間敷

候

天保十亥年 十二月

質入主

惣 兵

衞

受人

弥 次 兵 衞 (FI)

前書之通相違無御座候ニ 付奥印 年 寄 可 仕

庄

左

衞 門

(EII)

平 次 郎 殿

# 質物差入銀子借用證文之事

●字四ッ松

下田 壱反拾弐歩 分米壱石壱斗四升五

地質

者壱ヶ月ニ壱歩之利足 差入銀壱貫弐百目慥ニ請取借用申處実正也、 右之田地我等所 持二御 ラ加 座候處此度無據儀二付 へ当申 十二月晦 日 限 然 質 ル上 物 1) 元

無異儀帳切可致候其時 利共無遲滯急度返済可仕候、 一言之子細申 萬一 相 滞候 間敷候尤右 ハ、右質 田 物 地

義相 義出 懸 来 候 ケ 申 /\ 間敷候爲後日質物差入銀子借用證文依而 加判之者罷出急度埓明 貴殿江少茂御 難

二付

脇ヨリ違乱妨申モ

ノ毛頭無御座候若故障ケ間

敷

如件

萬延元申年

九月

質物主

太 郎 兵 衞 (A)

右請· 人

(EII)

源 兵 衞

永田 屋平治郎殿

以上

年寄

仁 上左衞 門 **(II**)

質物差入銀子借用證文之事

<u>\_</u>@ 下田壱反五歩

分米壱石壱斗壱升九合

脇ヨリ違乱妨申者毛頭無御座候若故障ケ間敷義申者 遲滯急度返済可仕候萬一相滯候ハ、右質物無異儀相 入銀八百目慥ニ受取借用申處実正也、 右之田地我等所持二御座候処此度無據儀二付質物差 出来候ハ、請人罷出急度埓明貴殿江少茂御苦労相掛 渡シ帳切可致候其時一言之子細申間敷候尤田地ニ付 ケ申間敷候爲後證質物差入銀子借用證札依而如件 月ニ壱歩之利足ヲ加江来ル酉年十二月限リ元利共無 然 ル上者壱ケ

萬延元申年

十月

質主

太

郎

兵

衞

(A)

請人

源

兵 衞

(FI)

年寄 仁 左 衞門 (FI) 前

書之通相違無御座候二付奥印

仕

候

以上

永田屋平次郎殿

#### 建家質物證文之事 譲吉 ]受三 カ郎 證~

文

#### 居 壱 アが

外二 雪 隠 壱 アテ

> シ 屋南西

但

瓦屋 根

右之建家我等所持 1造ニ請@座 候処 此度無據 要用之義ニ付、

出来候 無異儀相渡可申候其時 質物差入銀弐貫目 無遲急度返済可仕候萬 ケ月壱歩之利足相加エ 付違乱 請 . 妨申者毛頭無御座候若故障 人罷出急度埓明其許 慥 来ル未十二月晦 限 一言之子細申 取 借 月至り相滞 豆申處実正: 殿江 間 少シ ケ間 敷 候 日 也 候、 然 ハ 限 茂御難 敷 IJ ル 儀申 尤右 右建 上 元 者壱 利 儀 者 建 家 共

> 永田屋平 · 治郎

> > 殿

藤

請人

助 (FI)

郎 1

吉

Ξ

如件

安

(政五

午 年

五

月

質

物

主

相

懸

申

間

敷

|候爲後日建家質物差入銀子借用證文依而

家

\_

庄兵衞頼母子別紙(付笺)

**\_**@ 質物差入金子借用證文之事 桁梁 行行

但 惣 瓦葺也 建家

壱

アが

弐弐 間間

半

壱ケ 所

<u>\_</u>@

同

<u>\_</u>@

但シ

店

壱

アが 同ジ

> 桁梁 行行

桁梁 行行 四壱 間間 三弐 間間 半

但シ同ジ

但

地面之義者平治郎殿  $\exists$ ij 借 地 = 御 座 候

右之建家我等所持二御座候處此度無據義ニ

一付質物

差

利足 入 金 ラ加へ 五拾匁慥ニ受取申處実正也、 来ル未七月 脢 日 限リ元利 然 共無滯急度返済 ル上者年壱三之

申者出 候、 来候 右 建家二付違乱妨申者毛頭 ハ 請 人罷 出急度埓明貴殿江少茂御難儀 無御 座 候若故障等

申

可仕候萬

相滯義有之候

ハ

右之質物無異義相渡可

質物 主 如件

柜

懸

ケ

申間敷候爲後日之質物差入金子借

用證文依

庄 兵 衞 1

永田屋

平 次郎 殿

前 書之通

相違無御座候

ニ付奥印仕候

以上

庄 屋

久 左 衞 門 (A)

新

五

兵

衞

(FI)

銀弐~ 覚 目 也 冒四 市 拾 郎 兵衞 匆 利 軒 子 前 分 懸分 文包久紙

伹 シ 親

懸

ケ 八 共

> 戻 シ

江壱〆

四

銀 百六拾三匁

Z

をでする。 分四日 厘 ツ、

七 懸軒 ケ戻シ分

右

X

之質物慥ニ借用申處実正也 右之内江 、無滞急度返済可申の無い。無滞急度返済可申ののでは、無いのでは、無いのでは、無いのでは、無いのでは、無いのでは、無いのでは、無いのでは、無いのでは、無いのでは、無いのでは、無いのでは、無いのでは、まれのでは、 儀二付 一両度 右

後日之質物預リ證文仍而如 件

升屋

酒造

藏

但

梁桁 行行

弐六 間間

壱

ケ

所

午七月

=

銀百五拾三匁三分八厘

ッ

·候爲

瓦 右

**芦居宅** 地

梁桁® 行行

五五 間間

壱 ケ

所

面之

內

但

梁桁 行行

弐弐 間間

颪

付

吉 = 郎

(II)

七

茂

別

紙

1)

永

田屋 通

平二郎殿

樽へ

吉付

別笺紙

六

郎

Ġ

頼母子

(A)

同 『奥藏

梁桁@ 行行

三拾 間壱

壱

テ所

間

同 但 前 梁桁 藏 行行

壱拾 間壱

半間梁桁 行行 片 

間 壱 ケ 所

質物 ) (全) (主) (t) (

同 屋 舗 拾弐歩

弐升四

五畝歩

分米回

壱斗弐升

同

永 田 一戌十月 酒造道具付小箱入 ヤ 平次郎 殿質物

**- 24 -**

同

梁桁 行行 弐五 間間

半 壱 テが

行行即 壱九 間間 余リ を

所

木

納

家

梁桁

当時有姿之儘不残相 添 右建家付敷居。鴨

居。

天井

板敷都

而

釘打之物

壱ヶ所

井戸

雪隠 上下弐ケ所

風呂場 壱ケ所

右酒造道具別紙帳面之通 和 添

右限月至銀子 九月晦 返済相 日 限 b 滞 元

又脇 江御 江少シ茂御難儀相 ヨリ 31 取御支配可被成候其時 故障申 E 懸申間敷候、 ノ 有之候ハ、受人之者罷出 無異儀相 勿論質物二差入候內 渡可 申 候其 [其許殿 一候若 完

> 屋 敷 建藏質物證文依而 如 件

者御年貢諸掛リ銀等我等方

3

IJ

相

動可申

·候爲後日

文久弐年

戌十月 深 江 村

永 田 屋

次

郎

= (A)

質 小√物 □Ŀ主 一馬 屋が平

請 人 右 衞 門

猪 =(EII)

「之通相違無御座候ニ付奥印 仕 以上

前

書

屋甚左

衛門 殿

年 寄

仁 左 衞 門 =(EII)

# 土藏 壱ヶ所 端行 **質物差入銀子借用證文之事**

但惣瓦葺也

四五 間間

右之土藏我等所持ニ御座候處此度無據要用之義ニ付

義致帳切相渡シ可申候其時壱言之子細申間 尤右質(敷脱力) 共無滯急度返済可仕候万一相滯候ハ、右之質物無異 ル上者年壱三之利足ヲ加へ来ル寅五月晦日限リ元利

物ニ付親類ハ不及申脇外ヨリ違乱妨申者毛頭無御座

貴殿へ少シ茂御難義相懸 若故障ケ間敷義申者出来候 ケ申間敷爲後日之質物差 ハハ 請 人罷出急度埓

明

慶應元年

入銀子借用證文仍而如件

質物主

丑 九月

惣  $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$ 郎 (FI)

請人

新 五 兵 衞 **(II)** 

永田屋

太良ヨリ惣五付笺)

別紙預リ

部分

平治郎殿

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候

以上

庄屋

茂 左 衞 門 **(FI)** 

「丑十二月廿三日(包紙)

銀弐百目證文

来ル寅十月切

志 庄く 兵村 衞 殿

(包紙)

銀三百目也證文入

喜平次之 二

銀三百目也

預申銀子之事

<u>,</u>

預申銀子之事

切二月壱歩之利足加へ元利共無滞急度返済可仕候、 右之銀子慥受取預り申所実正也、然ル上者来ル九月

然ル上者年壱割

爲後日銀子預り證文仍而如件 文政七申七月

爲後日銀子預リ證文仍而如件

文化十四丑年

十二月

銀子預リ主

夙村

庄兵衞 即

之利足ヲ相加へ来ル寅十月限リニ急度返済可仕候、

預り主

喜

平 次回

永田屋

惣 兵 衞殿

永田屋平治郎殿

-27-

## 預リ證文事

預り申銀子之事

(付笺)

(古職カ)

八左衞門 證文取戻シ」大工九良左衞門入置

金壱両也

右之金子慥ニ受取申候実正也、然ル上ハ月一割之利卿

然ル上者其

右之銀子慥ニ請取預リ申處実正明白也、

合銀六百目也

元殿御入用之節ニハ何時成共月壱歩之利足加へ元利

共急度返済可仕候、

爲後日之銀子預リー札仍而如件

文政十二年

丑十二月

銀子預リ主

永田屋八左衞門@

九良左衞門殿

天保八年酉五月廿五日

預り證文

預り主

四 郎

久

太

久

請人

永田屋平治郎殿

夫圓

## 年賦銀借用證文之事

銀壱貫目也

御加入被下則右銀高御掛渡被下慥受取申處相違無之右者當村御普請所手當銀之內此度年賦講相企候:付

可致候爲後日年賦銀借用證文仍如件(而脱力) 十二月ニ元利之内江銀百三拾目ツ、無相違急度返済 候返済方之儀者来ル申年ヨリ巳年迄拾ケ年之間毎年

前書之通相違無之候

田中村年寄 五

文政六未年五月

断

郎

(II)

右同

百姓代

孫 九

郎

**(1)** 

吉 (II)

藤

江田屋

永

平次郎 殿

前書之通相違無御座候 世話· 以上

人

同 断 住吉村年寄

吉 右 衞 門 (A)

良丈太

奈

辻六郎左衞門元と手代 以上

夫 **(**  中野村庄屋

弥三左衞門@

同断

打出

I 村 庄 屋

佐

太

郎 **(II**)

弘化三年二月

銀三百匁證文

儀左衞門殿

年賦銀證文之事

合銀壱貫目也

銀三百目也 指入申年賦證文之事

シ可申約定ニ御座候爲後日年賦證文依而如件 ョリ来ル夘年迄十ヶ年之間両節季銀拾五匁ヅ、御渡

右之銀子慥ニ預リ申處実正也、則返済之儀ハ當午年

預り主

弘化三年午二月

儀 左衞門 **(II**)

永田屋

平治郎殿

而モ相滞候ハ、一時ニ御取立被下候共其時一言之申

分無御座候爲後日年賦銀證文依而如件

年ニ銀百目ツ、無遅滞急度返済可仕候、若壱ヶ度ニ朗。以當亥年ヨリ来ル申年十二月迄拾ケ年之間壱ケ

右之銀子慥ニ請取預リ申候處実正也、然ル處此度相即

文久三年

亥二月

年賦銀預リ主

甚右

衞 門印

右 請

人

兵 衞

忠

永田屋平次郎殿

覚

辰改

一、銀弐貫八百八匁

辰改 **〃**四百廿九匁 内五匁

永田屋

平治郎殿

覚

文久三年

亥二月朔日

辰 次

郎

内銀札百匁 、百拾五匁

かし證文分

差残拾五匁

不足 受取

永田屋平二郎殿

天保十二

夫内ハ 證文預リ申候

巳八月

覚

銀弐貫目也

村

辰七月十三日

右之通リ慥ニ請取申候

已上

但畑地代銀之内へ

方⑪

覚

一金壱両弐歩也

右之通慥ニ請取申候

以上

四月八日

対談銀之内へ永田屋平次郎殿

庄屋

善左衞門

東明村

深江村

善右衞門様

銀拾三~四百五拾五匁之内 覚

、銀壱貫目

銀手形 證文銀

又銀内

夘二月廿日

平次郎

右之通慥ニ受取申候

以上

村

方⑩

庄左 衞 門 (II)

永田屋

右之通り慥ニ受取申候

但シ屋敷地代銀之内

**夘七月十一日** 

庄屋

一、銀壱貫目也

平次郎殿

代銀弐~五百目相對致候 よし嶋新田質地之事

一、銀壱貫目

由則左ニ

同壱貫七拾九匁

拾八両弐分壱朱 米三渡リ 五拾八匁壱分六正七両三朱

又弐匁三分七厘

九 か 一

此残弐百五拾七文

戌十二月廿日取渡シ

弥三右衞門殿分

、同四百拾八匁

永田屋平治郎様

金拾両也

覚

右之通リ慥ニ受取申候也

壬子正月晦日

市場 養

代治 助

助

**—** 33 **—** 

ニ而請取相済申候 九分四厘也此処金三拾壱両 願銀高弐~五百卅八匁 尤願之

午九月十一日

和泉屋

永田屋平治郎

殿

屋庄治郎殿

兵 衞 **(II)** 

源

一壱〆匁

認替ニ付別段参上不申候事但シ此請取書ハ證文

**分** 弐 × 三百四拾三匁

入銀分受取 此金元銀江

一、弐《三百目

今 不朝 か足 足之 し 分

又壱匁八分 四拾三匁

右之通ニ相成候 已上

〆四拾四匁八分

不足

文久三年

亥二月廿一日

- 34 -

覚

追啓

成下候。尤舟之義ニ付金子親類御衆中ゟ御弁之義 其人と面会之上応接可仕候間此段左様御承知可被 右諸道具ニ付彼是と難精相掛ケ候御方御座候ハヽ

連バ何共難申候。此段宜敷御心得至可被下候。 決而御無用可被成下候。平八殿借用金江之御弁な

神戸ニ而

宗兵衞

永田善藏様

御衆中様

貴下

以上

-35-

覚

右證文金之内へ慥ニ受取申候 一、金拾五両也 手形壱枚

未二月朔日

以上

石屋

源 平 衞

永田屋平治郎殿

右者證文金之内へ慥ニ受取申候以上

未四月廿五日

石

屋 源

兵

衞卿

永田屋平治郎

殿

一、金拾五両也

手

形

覚

**(II**)

右之銀子御渡可被下候

-•

覚

銀五拾壱貫目也 永田屋殿へ

以上

辰五月晦日

白井弥三 郎郵

嘉納治太郎 殿

-36-

### 勘定書覚

、四百廿六両壱分ト 又壱〆五百文 かし口

此所江六十三両三分

又

廿両

芦 小麥 屋 受代

米弐表

が三百四拾弐両弐分

又壱〆五百文

不足

代

差引ぐ

証文御座候而

四百三十両

かし

質物品々譲リ受

申候

まけ

大川江あつかいニ而

かし

此内

(壱〆八百七十五文 四両三分弐朱ト

午九月

間か

本彦次郎

又四十一両壱朱分

六ヶ月 月 り た り た

但シ三分定

かし

又三百七十五文

但弐分定

かし

>四百三十四両

又壱〆八百七十五文

三分三朱

又五十一両壱分弐朱 巳巳十月晦日改

-37-

一、質物金四百六拾両也

三日入弐百両也

山廣ニ渡シ手形

十七日入弐百両也

右同断 右同断

®

十九日入五拾五両也

差引五両也 但 廿三.日渡候 不足

用捨仕候以上

右者質方不残皆済受取申上候也 二月十九日 中西喜兵衞卿

本 永田屋平兵衞 平次郎 殿

預り書覚

質物建家藏並ニ

但帳袋帳面添□印附 (奥カ) 酒藏道具 壱fi 壱式

ョリ時参仕候依テ預リ書相渡被申(持丸)(持丸)な手形之事故都右之通差遣シ候處質抜金手形之事故都

候

以上 酉二月十九日

永田平兵衞 殿 中

同

平次郎殿

西 喜 兵 衞 **(II**)

-38 -

戌十月

永田屋

以上

津知村

永井太兵衞卿

平次郎様

「 八百廿五円四十五銭(付笺)

辻ノ太兵衞

覚

一、百十八匁九分二厘

但年賦銀

右之通り慥ニ受取申候

寅八月十二日

九郎左衞門卿

永田や

宗兵衞

-39-

様

金三両弐歩 六九七三手形壱通 右之通慥ニ受取候也

巳三月十四日

久 Ξ 郎

兵 衞

伊

惣代栄三郎へ

永田屋平次郎様

東西

内弐間道筋引

改三十九間

此坪千三百四拾五坪半

夘年

永田屋

一、 金<sub>卿</sub>覚

壱両也

右之通慥ニ請取預り申候

以上

申九月十三日

R

右之通御引合可被下候 此反別四反四畝廿五歩五厘

村 方

以上

西北南

四十壱間 三十三間

東北南

三十六間

覚

次回

弥

平

増田屋

永田屋平次郎殿

**- 40 -**

ふか江 九月廿一日

魚崎

米三内

永田平治

郎

願

用様入

吉

<u>\_\_\_</u>

也

九月廿

H

永田

様

魚崎

清

吉

口 上

合セ 昨 扨毎度兼々御申上 一附小遣 向御聞済無之候ニ附当惑仕候間 日者参上 有之候ハ、私儀帰京迄金札 イニ差支居候間 仕 重々 候 御 而者甚々恐入候得共私儀帰 地走様相成難有御 源造殿へ御 拾円也 何卒 願 御借用 御 申上 礼奉 地 様 一候得: 申 御持 仕 上 共 度 京

候間何卒此段不参御聞済之程被下度偏ニ奉願上候尤モ私儀帰京致シ候得ハ、早速陸運社ニ而返済仕

候間此段御聞済被下

度奉願上

候

也。

前御 与存候得共右之通ニ 且又其内源造殿 京迄御用立被下度奉願上候余者拝顔萬々 願 申 Ė 置 候間 御 急 牛 御 場 ケンの 相 座 !差支候 候 ウ ハ 力 此 0 ハ 事も難計 ガ 拾円 1 御 御申上 || 文何 願 候間 申 卒帰 上 以 度

依頼申上候早々不具 残金七円五十銭ハ関口氏ニ而御取引被下候度此段御 金七円五十銭ト欠米代金と御差引キ上御渡被下度尤 陳者今朝拙者参リ御面致申上候米代残金五十石之間 明治十八年 永田平兵衞殿 三月十七日 山口岡田拝 夫 周介 御本尊 四寸御尺 寛政十年午九月廿八日 御御 裳身

錦荷 地押

法名

御礼銀八拾貫八分五厘

上納

治 郎 殿

平

摂州

□寺新兵衞回

尚

関口店周介殿へ御渡し下被候

正壽寺門徒摂津国(包紙) 兎原郡深江村

永田屋平次郎殿へ

下間大弐法橋

端書無之

具等之儀如御作法御本山於絵表所被相調難 九字十字尊號両幅御染筆被成下候間蓮座表

今般依願

有安置可有之候也

花押

仲之

文化七庚午年

十一月十六日

正壽寺門徒摂津国

兎原郡深江村

永田屋

平 次郎 殿

下間大弐 法橋

即

金四両也

右正ニ落手畢 此分七十七

2御経志

摂州深江村 内上納通

印

御納戸

永代御経志

嘉永五壬子年七月九日

御本山

**(II)** 

治 郎

平

正壽寺門徒

(包紙)

受 納 書

信州

善光寺

本

坊

覚

一金百疋

爲先祖代々一切諸精霊 仏果菩提也

於御堂読誦執行候事

明治十三年

正壽寺

十一月廿七日 殿

> 寺 務

所回

右者爲大御膳料被成奉納慥ニ受納畢依之

樂之祈念回向等御執行候樣取斗可申候爲 如来前江御膳献備尚又施主家現當二世安

後鑑仍如件

信州善光寺別當

大勧進権僧正役僧

放 光 院郵

酉八月

摂州灘深江村

永田屋平次郎殿

右釈了運永代御経為志喜捨依而毎月廿七日 金田

(包紙)

證

証書

通

永田平治良

平次郎殿

御用番

嶋田左兵衞権大尉

ニ付其許手製銘酒壱樽献上シ遣披露候処 信明院様三十三回御忌御法會御斎

御用

則被顕

奇特之至御満足被思召候

御印書以不宣

御用番

島田左兵衞権大尉 正辰

花押

御開山様御名一幅御染筆被成下候間 今般依願

難有

安置可有之候也

三月

摂州

永田屋平次郎殿

摂州

三月

正壽寺門徒摂津国 兎原郡深江村

永田屋平次郎殿

端書無之

下間大弐法橋

-45-

正辰

花押

(包紙)

御印書

正壽寺門徒

永田屋平次郎

御饌別

平治郎

御印書

印 銀六匁也

無油断被相嗜候事肝要候旨 志之段神妙被 仰被出候也 思召弥法儀 御門跡様江右之通進上

印

銘酒

壱樽

一志

巳十二月十一日

奉段神妙被思召弥法義 御門跡様へ右之通進上

無油断被致事肝要之旨

仰被出候也

酉四月二日

永田屋平次郎

平治郎

**- 46 -**

(包紙)

摂州灘深江村

高橋重左衞門田(付笺)

地

譲り証文之事

永田屋平治郎

田地譲リ渡証文之事

即

金弐歩弐朱

大谷御手傳

御門跡様へ右之通進上

奉段神妙被

思召弥法義

字□納

、下田弐拾八歩

右之田地我等ニ而所持ニ御座候。此度無拠要用儀 分米壱斗三合

処実正明白也。然ル上は御年貢諸役掛り物等一切 ニ付、貴殿江譲渡シ為礼金壱両弐歩慥ニ請取申候

仰出候也

午九月十二日

平治郎

無油断被相嗜事肝養之旨

妨申者毛頭無御座候。若故障ケ間敷儀申者出来候 其元殿ゟ御勤可被成候。尤右田地ニ付脇外ゟ違乱 ハ、請人罷出急度埓明貴殿へ少茂御難儀相懸け

申

譲主

間敷候。為後日之田地譲渡証文依而如件

高橋重左衞門即

明治五申年

請人

納多庄太郎

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候。 永田平次郎殿 以上

庄 屋

中田善右衛門回

野間

作証文

約定書

印紙印

我等所持之田畑幷建家土藏弐ヶ所其外本紙証 文

面之通貴殿へ譲リ渡仕来リ候処、

今般取扱

人ヲ以

ニ建家土藏弐ヶ所其外当時有姿之儘相添証券之通 依頼申立候ニ付、 格別之御勘弁ヲ以、 宅地畑地幷

御売戻ニ被成下候。依之向後田畑ニ付如何様之約

約 定書顕出候共、 定書依而如件 事后売戻候抔ハー 切申間鋪為後日

明 治十二年

十月廿五日

野間弥七郎

**(** 

永田平治郎 殿

大川喜兵衞 殿 取扱人

約定書

処実正也。 補助貸与願、 今般私所有田地本紙証文ヲ以其許殿へ申渡シ申 然ル処右田地本斗稲作年損ニ付、 願中之処未タ御指令無之ニ付、

端御 差配可被下以規定書仍而如件

指令相成候節は、

以書私ニ不関悉皆貴殿へ御

請 右御 地租

眀 治十六年十二月

田

地売渡人

永田藤平 次郵

永田平次郎殿

権兵

印包 田地売渡シ証券

金六拾三円也

右金高ヲ以売渡シ候品 左

五百八十六番字四ツ松

田壱反廿七 歩 (A) 地 價 九拾 七円拾弐銭

乏

厙

上 右之田 納 頭 売渡シ 可 は 無之候。 被成 以 後 候。 1 若故障申 地租及地方税 尤右 田 世上 者出来候 付脇外 切諸 請取 ハヽ ゟ違乱: 懸り等貴殿 候処実正也。 今般相対之上 請 人罷出 妨 审 [急度埓 ż 3 貴 然 IJ 0 毛 相 殿 ル

田 地売 明

貴殿

少

R

ŧ

御難義

相

懸

申

間

敷

候

為後

日之田

畑三畝

拾弐歩

地

置拾

五

円

六拾

壱

]銭弐

厙

地

売渡シ証券依而如

件

治十八年一 月十  $\mathcal{F}_{1}$ 日 田 I賀德松 (EII)

明

右 請 人

旭 喜廾

**(II)** 

右は 地 礼之金員正 等二 勿 証 文依而. 論 金員正ニ請取候処実正也。然ルーの一般を受ける。 付彼是故障申 其 他 ノ諸 如 件 費 掛 IJ モ 等 ノ 毛 貴殿 頭 無御 6 相 然ル上 座 納 候。  $\wedge$ 可 売渡 は 成 依 以 候。 後地 テ売 シ 尤 則

右 租 前

印

書

面

無之

候

也

明

治 相

八年一月十

九

Н

菟 Ŧ 違

原

郡

深江

村

外三ヶ村

戸 長

久保平兵衛

取出

永田

平

殿

次即

他日記入ス以前候条無号

証 郎

売渡シ証文之事

金剛紙三拾円 也 日本

即

字磯 右金割ヲ以売渡シ 島 八百弐拾 四 ノ 甲 候品左 ノ — 空

本 歩 四 畝九歩之内裂 地

字仝所八百弐拾三番 ノ —

本歩三畝拾弐歩之内裂 畑弐畝拾弐歩 地 価 ● 名 地

、宅地十

- 弐歩

地

価

四円

字仝所八百弐拾

四

番

地

出

.願 厘

申

也

銭

売渡人

印

第二八号

永田平次郎殿

書面相違無之候也 明治十八年八月十八日

菟原郡深江村外三ヶ村

戸長 久保平兵衛

印

松井善太郎

田地売渡証券

、金三拾五円也

九百八十八番字稲荷筋 右金額ヲ以売渡候品左ニ

、田九畝拾弐歩 右は我等所持ニ御座候処今般相対之上貴殿江売渡 シ則前顕之代金正ニ請取申候処確実也。然ル上は 此地價八拾三円七拾五銭六厘

尤売却品ニ付他ヨリ故障申もの無之若違乱妨申も 儀相掛申間敷候。 の出来候ハ、請人罷出急度埓明貴殿江少シも御難 為後日之田地売渡証券依而如件

向後諸税及諸掛等は一切貴殿ヨリ相納可被成候。

売渡人

阪口文右衛門回

明治二十年

受人

九月十二日

上增喜左衛門回

永田平治郎殿

坂口文右衛門分

明治十八年六月三十日

**盗**井善太郎

**(II**)

保証人

上增喜左衛門@

(端裏付箋)

**- 50 -**

**菟原郡深江村** 

1 地第拾四

仲右衛門証文

譲リ渡シ畑地証文之事

字納家後年々

、下々畑壱畝拾歩 字神楽田 畑地弐ヶ所

来リ候ニ付、 但シ此分神楽講内ニ而我等代々鍬下永小作仕 小作年貢村方差配ニ而年々相納

来リ候

此度無拠儀ニ付

正也。 候。 其許殿へ譲り渡候。則礼金三拾円慥ニ請右之畑地我等代々所持御座候処、此度無 尤右畑地ニ付脇外ゟ違乱故障申者毛頭無御座 然ル上ハ御年貢諸役等其許殿ゟ御勤可被下 取申処実

候。

万一妨申者出来候ハ、、

加判之者罷出急度埓

(端裏付笺)

村方

金三拾円也

印印

h

無知のである。(売力)は、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは

字東濱新開 百六十六番地ノ内

明貴殿へ少も御難相掛申間鋪、 為後証畑地譲り渡

シ証文仍而如件

明治六年 酉

五月

譲り主

志井仲右衛門

右受人

清水与吉

戸長

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候。

以上

永田平次郎

殿

中田善右衛門

畑即地 九 , 畝三歩

字同

百七十三番地ノ内

一、同四畝拾八歩

右[]通番号内洩落地今般売渡申則

萬 可成候。 候処確実也。然ル上ハ御租税幷村入用共向 一異乱障申者出来候ハ、村役人共罷出急度埓明 尤右地所ニ付子 細之義 ハー 切無御 後御 座 候 勤

売主

御

迷惑相懸申間鋪候。

為後日売渡証券依

而

如

件

明治八年 亥[]月[二十日之]

戸 長 村方

頭惣 什惣副 百代 長代戸 姓 頭 長 中 永井庄左衛門 田 秀造 (11) (EII)

松井善太良 **(II)** 

者出来候ハ、、

請

人罷

迷惑相掛け申間敷候。

為後証鍬下売渡証券如件 出屹度埓明貴殿へ少シ茂御

本 田 彦 左 衛門 (FI)

永田平次郎殿

(端裏付笺)

弥三左衛門」

畑地鍬下売渡シ証券

、金七円五十 銭

金子

Ě

= 一受取

此金高ヲ以テ売渡シ候品左ニ 也

一、畑壱ヶ所 百弐拾三番字神楽田 此反別八畝六歩

但シ鍬下売渡シ

也。 被成候。尤右畑地ニ付故障等申者無之、若彼是 儀ニ付貴殿江売渡シ前頭之代金正ニ請取申処確 右之畑地我等ニ而支配仕来リ候処今般無拠要用 然 ル 上は諸税諸掛合等一切其許殿ゟ御勤 ジメ可

実 ナ

右売渡シ主 西網元治

明治十八年二月十一日

郎 (A)

右受人

中尾音吉

**(II**)

田平 治郎 殿

永

前 書之通相違無之候也

深 江村什長委員

明治十八年二月十一日 中田秀一郎

| 源氏家譲り証文(端裏付笺)

家屋鋪讓渡証文之事

、下田弐畝歩 休弥壱反壱畝拾七歩之內利右衛門之割 分米式斗弐升

同所

、下田拾三歩半

、下田弐畝歩

同所

分米五升

分米式斗弐升

居宅壱ヶ所

但

戸

,障子釘付之品当時有姿儘

シ惣瓦ふき東ニ壱間 卸付根石 **共** 

桁梁 行行 六四 間間

建家壱ヶ所

弐壱 間間 半

但シ惣わらふき南ニ瓦間半卸

桁梁 行行 根 石共

借家建家壱ヶ所 留仕廻り釘付之品有姿儘

留仕廻戸障子釘付之品有姿儘

井戸壱ヶ所

一、雪院壱ヶ所

右之家屋鋪我等取持二御座候処、此度無拠要用之 候処実正明白也。 儀ニ付貴殿へ譲り渡シ、為礼金百廿両慥ニ受取申 然ル上は御年貢家掛り諸役等一

違乱妨申者毛頭無御座候。 請人罷出急度埓明貴殿 若故障ケ間敷儀申者出 、少シ )茂御難ぎ

切其元殿ゟ御勤可被成候。

尤右家屋敷

ニ付脇外る

来候

相

掛ケ申間

慰候。

為後日之家屋鋪譲り渡シ証文仍

而 如件

明治三年

午九月

平次郎殿

受入

譲

主

辰

次郎

六 (EII)

権

前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候。

庄屋

善右衛門回

一札之事

宅北続ニ梁行三間桁行六間瓦ふき納家有之候処、 此度我等所持之居宅建家不残譲り渡候処、右居

預リ取直シ置候。貴殿御入用之節何時ニ而も相渡 我等勝手ニ付相対ヲ以東弐間取払右材木瓦等其儘

可申候。

為後日依而如件

預 ジリ主

本藏

明治三年午九月

永田屋平治郎殿

**(1)** 

印印

第三十九番

、金三拾四円也 無無無難

瓦葺建壱ヶ所 ] 売渡建家[ 梁行弐間[析行]間为)

但シ東西瓦葺

但敷居壱ヶ所其外仕廻リ戸ハ勿論根石一切天

時有姿之儘

井上板共敷鴨居床[

]品不残窓請当

書之金高正ニ受取申候処確実也。 右之通[]等所持ニ御座候処、今般以相対売渡則前(<sub>我力)</sub> 然ル上は貴殿

勝手ニ御支配可被成下候。右候ハヽ家役望ニ御勤

形之者罷出[ ]御迷惑之義ハ更而相懸ケ不. (急度時明力) 御座候。萬一子障等申者出来候はゝ本人ハ勿論 被成候。勿論売渡シ申建家ニ付未練之義ハ少蕨 ケ不申 印

(端裏付笺)

- 54 -

為後日売渡申証券依而如件

売渡主永田和吉甸

田源次郎

正也。

代 前

明治八年

亥九月廿四日

受人

永田 市太郎 **(II**)

本文之通ニ御座候

也

永田平次良殿

戸長 永井正左衛門@

(端裏付笺)

明治 九年

譲り主

子一月十六日 証

入

濱崎角右衛門即

**(II)** 

戸長 永井庄左衛門 前

書之通相違無之候也

永田平次郎

殿

地御 座候。 譲リ渡証券

証文

、建家壱ヶ所

但シ東西北三方ニ間中知 軽家壱ヶ所 梁行

中卸附庭石風呂場共戸子行 三間半

障当時有姿之儘、

地面之義は上田忠兵衛殿借

右之建家我等所持ニ御座候所、 雪隠壱ケ所

此度無拠要々之儀

八拾弐銭亦金拾弐円為渡金以而正ニ請取申候所実命と付、相対ヲ以其許殿江譲リ渡シ代金百四拾五円ニ

然ル上は右建家ニ附脇外ヨリ違乱妨

中者

毛

之者罷出急度埓明貴殿に少茂御難義相掛 頭無御座候。 為後証之譲 若故障ケ間敷義申者出来候 リ証券如 件 ハト

ケ

申 証 間

高橋重左衛門@

建 家@ 歌譲り渡証

兵庫県菟原郡本庄 村 ノ内深江村字嶋 ブカ

七百拾八番地上ニ建築有之百七拾六番邸

木造瓦葺平家建居宅

但桁行六間梁行四間 五 分 建物坪弐拾 ,七坪

仝地上ニ有之

井戸

壱ヶ所

「金笺》 (付笺)

但シ造作付

格金拾七円 右之建家拙者所有之処、 這回拙者隠居仕、 貴殿(^)

戸主ヲ譲リ候ニ付テハ財 該建家ニ対シ他ヨリ故障申出之者 産 1 モ無代價ニテ譲 リ渡

切

無之、萬一彼是異議申出 候者有之候節 保証人 シ候ニ付、

罷出 [貴殿ヱ聊も御迷惑相懸 ケ中 シ間敷候。 為后日

建家譲り渡証依テ如

明 治 廿四 年三月十 一日

兵庫 県菟原郡本庄村之内深江

相続人

野 田長太郎 殿

仝県仝郡仝村之内仝村百七拾八番屋

前書之建物前戸主野田卯之吉ョリ相続人野田長太 后見人永井彦左 I 門殿

無之依テ連署仕候 也

郎

無代價ニテ譲リ渡候義、

親戚

ニ於テー

切

放障

明 治廿四年三月十

日

**苑原郡本庄村之内深江村百九拾七番屋** 親戚 永 田藤平次

(FI)

敷

**全郡仝村之内仝村弐百三拾三番** 親戚 永井庄八 屋敷

(II)

仝村之内仝村弐百六拾六番屋敷 親戚 永田亀吉

全郡

(EII)

百七拾 六 番 屋 敷

野 田卯之吉 (FI)

譲 り渡人

地主実父 野田久兵 衛

**(II)** 

仝県仝郡仝村之内仝村仝番屋

仝県全郡仝村之内弐百拾六番屋敷

永田市太郎 (FI)

保証人

@深江建第六十一号

明治二十四年三月十一日

印

登記済

兵庫県菟原郡本庄村ノ内深江村字嶋ノ内 七百拾八番地上二建築有之

(添付図面)

明治廿四年三月十一日譲受 百七拾六番邸

K 噩 - 平屋建居宅 木造瓦葺 弐拾七坪 四間五分 四間五分 里 道 戸井 田 瘦

仝県仝郡仝村之内仝村百七拾六番屋敷

譲り渡人 野田卯之吉印

仝県仝郡仝村之内仝村仝番屋敷

相続

譲り受人

野田長太郎

**(II**)

仝県仝郡仝村之内仝村百七拾八番屋敷

后見人

永井彦左ヱ門

(II)

仝県仝郡仝村之内仝村百七拾六番屋敷 地主実父

野田久兵衛@

## 網道具譲リ渡証文之事

秋網船 弐艘

但櫓拾四挺

但巳年造り

但櫓弐挺

小舟

弐艘

秋網五拾袋弐ツ組

も網 じ袋 袋壱ツ

棕呂アバ網弐拾房

付禮金四百拾五両也慥ニ請取譲リ渡申候処実正也。 右之道具我々等所持ニ御座候処、 此度要用之儀

然ル上ハ右道具ニ付脇外ゟ違乱妨申者毛頭無御座 若故障ケ間敷義申も の御座候ハ、、

候。

罷出急度埓明貴殿 へ少シも御難相掛申間敷、 為後

日網道具譲り渡証文依而如件

明治弐

辻村

譲り主

平八

(EII)

永田平次郎殿

日十

一月

勇助

(FI)

间断 同

右

藤兵衛即

永田屋宗兵衛殿

FINE P

譲リ渡証券

古風呂

壱ケ所

但シ釜共

代價金拾六円 也

正也。 右 ハ 明治十四年分租税金之内へ相渡シ可申候処実 然ル上ハ右風呂ニ付、脇外る故障申者毛頭(タン)

少シも御難義相掛申間敷候。 座若彼是申者有之候ハ、、 依而後日為譲り渡 証人之者罷出貴殿

無御

証 和件

明治十四年十一月

請人之者

譲 リ主

小薮千代松甸

証 人

永田市太郎@

金弐円相渡シ可申者也 本文の風呂幷ニ釜共外方へ譲リニ相成候



地曳網漁業権譲リ渡シ証

深江浦漁業組合員

地曳網営業者

拙者儀是迄当組合ニ於テ地曳網営業罷在候処、

中網竹松

於テ御負膽相成度、為後日之営業権譲り渡証如件(担力) (担力) 今般都合ニョリ相対ヲ以テ、拙者営業権ヲ貴殿

武庫郡本庄村深江二 売渡 人 中網竹松 匹 돗

大正七年一月二十七日

鎌田金藏 1

(II)

保証

人

八尾常松殿

| 網屋権利

証

武庫郡深江浦漁業地曳網 営業権八尾常松所有之分

経費等ハ貴殿ヨリ御負膽相成度、為后日営業権譲四百円正ニ請取候処確実也。今后諸税金及組合諸

請候処、今般双方相対之上貴殿へ譲渡シ権利額金 右之漁業営業権拙者今般相談之上八尾常松ヨ

ij 譲

渡シ証書依而如件

1)

大正八年拾月九日

中尾又一 殿

> 山路新左衛門 (A)

# 地曳網漁業権譲り渡シ証

武 庫郡深江浦漁業組合員

地曳網営業者 八尾常松

今般都合ニ依リ相対ヲ以テ拙者ノ営業権ヲ貴殿へ 拙者儀是迄当組合ニ於テ地曳網営業仕居候処、

於テ御負担相成度、為后日営業権譲リ渡シ 譲り渡シ候間、 今后諸税金及組合諸経費ハ 証依而 貴殿ニ

如件 大正八年十月九日

武 庫郡本庄村ノ内深江村

寄留人

八尾常松

**(II**)

(端裏付箋)

家受一札

永田平次郎殿

(A)

岩田仙之助

保証 人

余白

永田為一殿

### 家請一札之事

、此度其元殿之貸家慥ニ借請申候処実正也。 賃三銭之定之通毎前三十日限急度相渡シ申候。若

尤家

中候。 為後日家請一 札依而如件

借請主

安藏

1

又本人差支出来家賃相滯候

ハ、請人ゟ急度相渡シ

明治八年

亥第十月

右受人

弥次右衛門回

本みつー

-60 -

一、口ノ間の疊	一、佛檀道具ナシ	一、座鋪表壱間半障子	一、座鋪佛間婦すま	一、居宅を方所	借証	)	)	0			永田平次郎殿		四月廿六日	明治十年		如件	ハ請人ゟ急度弁償可仕候。	金一円四銭ツ、相掛ケ可	右ハ今般家借り申候処確実		家賃金証券	
五疊	壱本	四枚	三枚					松本太郎兵衛@	請人森村	小寺太郎兵衛剛	中の村家借主		3。為後日之家賃金証仍而	)申候。万一不足相立之節	実也。然ル上ハ毎月家賃							
外ニ酒道具品々	一、湯とん	一、箪司	一、長持	但シ横サン	一、ヱン押入戸	一、麦口裏口戸障子	一、上リ口間中障子	但シ打付ケ	一、戸棚	一、廣シを疊	一、部家口壱間半障子	一、同雨戸	一、部家窓戸障子	但引出前桐	一、押入レ戸棚	一、部家弐間四枚婦すま	一、部家疊	一、上リロ間中戸	一、間中檜木障子			

ē ē ē 四 弐 ē 四 四 ē 弐 ē 四 六 四 弐 本 本 棹 枚 枚 本 奉 疊 板 枚 本 本 ტ 枚 枚

R

右之品々正ニ借受申候処実正也。 貴殿御入用之節

何時成共急度明渡返済可仕候。 為後日借受証仍

而如件

明 治十二年卯第五月十八日 辰己ウタ

(A)

借主

右請人

田中保之助

長田平次郎殿

借家請書之事

但壱ケ月ニ金六拾弐銭五厘

宛約定御座候也

定之通り無遲滯相渡可申候。若壱ヶ度ニ而茂心、貴殿貸家今般借受申処実正也。尤家賃之儀 茂相滯 ハ約

間敷候。

為後日借家受書依而如件

儀有之候ハ、、

請人罷出埓明少茂御苦労相掛ケ申

· 仁左衛門家受証札(端裏付笺)

借家引請一札之事

、其許殿御支配被成候建家今般私請負ニ相 申候処実正也。 然ル上家賃之儀ハ壱ヶ月ニ金五拾 立借請

住居中其許少シ茂御苦労相懸 で中 間敷候。 銭二相定、尤住居為致罷在候。

然ル処家賃金又

為後

日

借家引請差入依而如件 明治十八年第十月

借主人

山村丑

松

**(II)** 

松下市衛門回

永田平 -次郎殿 引請人

借家人

松尾仁左衛門@

右受人

十一月

明治十三年

納多九良兵衛

永田平治郎殿

松井米松

# 借家証文之事

FLO

建家 壱ヶ所

但シ家賃壱ケ月ニ金六拾五銭定

確実也。然ル上ハ毎月三拾日限り右約定之通り家 右ハ貴殿所有之建家今般相対之上我等等借受候処

滯候ハ、、本人ニ不抱請人ヨリ弁償仕貴殿 聊かか

損相懸申間敷候。猶又右建家貴殿入用之節

ハ何

賃金無滯急度相渡シ可申候。

若シ壱ケ度ニ而も相

借用主

時二而も明渡シ可申候。

為後日借家証文如件

御

明治十九年一月二十六日 永井 米 松

**(II)** 

請人

磯辺五良左衛門甸

永田亀吉殿

家請

札

、貴殿貸家借用申処実正也。家賃之儀ハ壱ヶ月ニ 尤不納ニ相成候

石請人共ゟ可仕候。 仍而証文如件 金三拾弐銭五厘宛御渡シ可申。

借用人

明治十九年 第九月

請 人

東井甚平

(EI)

山形三郎兵衛剛

永田平司 郎 殿

(裏書付笺) 東ノ

甚平へ

**--** 63 **--**

### 家請証文之事

、今般御貴殿之借家借用申処確実也。 金壱ケ月ニ金三拾銭之相定メ、 每節季金六拾 然 ル 上 一家賃

人罷出急度埓明可申候。 萬一本人差支候節ハ受人

相 的解候。

尤右日限ニ壱ケ度ニ而

も相

滯候

受

本月ヨリ

·借リ受ケ申処実正明白也。

然 ル上

一家賃之

其月廿 義

八日限リ急度持参可仕候。

萬一

ケ月ニテ

/١

一ト間則金八拾銭之定メ壱ケ月金

四 拾

ツヽ

十日 之者
る相立可申候。 急度相守可申候。 前二 御報知可被成下 猶又御貴殿右家御入用之節 尤御公役等ハ不申及、 侠 ハハ、早 Þ 明 渡シ 御成規 可申候。

治廿 一年第 月十三日

家請証文如

借用 主

永井 庄 七

(A)

請 負人

兵衛 (EII)

永井治郎

永田亀吉殿

貸家請負証

兎原郡 深 江

御持家

右ハ貴殿御所有之貸家壱軒今般私シ義都合ニ拠リ

難相掛 モ相滯 之時ハ受入之方へ引取明 御沙汰次第ニ明ケ渡シ候ハ ケ申 候得ハ 間鋪 請人之者ゟ急度弁債仕聊貴殿エ御 候。 且又請借中貴家樣御入用 ケ渡 無論其時立退キ前無 シ更々苦 情 ケ間 之節 鋪 損

不申 依 而貸家借受証如件

借受人

永井 藤藏

(A)

請人

眀

治

九年

·五月

日

永井彦右衛門

深江

村

美百

八

番

地

永田亀吉殿

-64 -

# 貸家々賃受負証

菟原郡深 江

御持家、 壱

右 本月ョリ借受申候処確実也。 ハ貴君御所有ノ貸家壱軒今般拙者義都合ニョ 然ル上 ハ 家 賃 義 1)

日限 壱ケ月ニ金三拾弐銭五厘と相定メ候上ハ リ急度持参可仕候。 萬一 壱月ニテモ不 毎 持参仕 月廿八

義相懸申間敷候。 且又請借中貴家二御入用 際 候得バ

請人ノ者急度弁償可仕候。

聊モ貴君

御

滯 廿

義申間敷候。 ・キハ受人ノ方へ引取明渡シ、 依テ貸家借用家賃受負証 決シテ苦情 如 件 箇間

候

1

御沙汰次第ニ明ヶ渡シ候

ハ勿論其時立

退キ

所

無之

節

借 受人 納多 きく頭

年六月廿 六日

明治

廿

引 受人 納多安太郎

永田 I 亀吉

> 貸家借 受証

兎原 御 持家 **小郡深江** 壱軒 村

右 本月ヨリ借受ケ申処実正也。 ハ貴殿御所有之貸家壱軒今般私義都合ニ 然 ル 上 家賃

拠り、

月 相

損難 間則チ金三拾弐銭之定メーケ月ニ拾六銭ツ、 八 候 相掛 日 ハ 限リ急度持参可仕候。 ケ申 無異儀家明渡シ弁償仕候。 間敷候。 且又借受中貴家樣御 萬万一ヶ月ニ而 其時 聊 立退 E 貴 t 入用之 丰 金 殿 其 所 モ エ

之候共、 如 75 件 御沙汰次第明ケ渡スハ 決而苦情ヶ間敷義不申 無論、 依而借

ij

家借

ij

証

リ受主

年第十二月十二日 三木三次郎

阴

治廿

永田 亀 吉 殿

無

### 貸家借受証

、私義今般貴家御所有ノ貸家正ニ借請申候処実正『啣

借家

借

請証

也。

然ル上ハ

家賃

ノ儀ハ壱ヶ月ニ金四拾銭ト

ニ不係請負人之者ヨリ急度持参可仕候。 十日限リ相納可申候。 上ハ家賃之儀壱ヶ月ニ弐拾六銭ト相定メ毎月三 私義今般貴殿之貸家正ニ借受申候処実正 若期日ニ延滯仕候ハ、本人 決而御貴 也。 然

シ可申候。 為後貸家借受証之如件

渡

入用之節

ハ壱周間前ニ

御通知被下候ハ、、

速ニ明

殿エ御難儀相掛ケ申間

?鋪候。

直又右貸家貴家様御

貸家

明治廿四

年夘

借受人

藤田

| 久吉

(A)

第八月十五日

右請 負 人

永田亀吉殿

村上嘉平次@

証 知被下候得ハ速ニ明渡シ可申候。 候。直又右貸家貴殿御入用之節 書依テ如件

相納メ可申候。

決シテ貴殿へ御損を相掛ケ申間敷

ハ 壱周間

前

御 通

為后日貸家借請

ニ至リ延滯仕候得ハ本人ニ不係請人之者より

メ毎月三十日限リ無相違相納メ可申候。

萬一

急 期日 相定

度

明治廿五年

七月十五  $\Box$ 

請 Y

人 姓丸 新太郎剛

借請

磯 辺五郎左衛門回

永田亀吉殿

(包紙)

中の村太郎兵衛年貢 又兵衛引受

正

小作証文之事

田 弐反九畝歩 壱ヶ年宛米五石弐斗

滯儀出来候ハヽ、本人ニ不拘請人方ョリ急度弁納 シ 可仕候。尤モ右田地貴殿御入用之節 右極メ通リ小作米無滯相納可申候。 右之田地当年ヨリ相対ヲ以私シ小作仕候ニ付而 可申候。 為後日之小作証文如件 若聊ニ而 ハ 無異儀相戻 ŧ 相

小作人菟原郡中野村 小寺太郎兵衛回

明治十六年

四月十三日

請人同村

小寺 又兵衛命

同郡 深江 村

永 田平次郎殿

宅地及畑地小作借受証書

宅地弐畝弐拾壱歩 玄米弐斗弐升壱合 此年貢米壱ヶ年ニ

畑地弐畝拾弐歩 仝 玄米壱斗五升

、右之地所貴殿御所有之処、 受小作仕ル処実正也。併ル上ハ前記相極メ之通 私共本年 ・ヨリ Œ \_

小作年貢米其年十月三十日限リ急度相

納

メ可申候。

無異論相戻シ可申候。 可申候。尤モ貴殿 若又聊ニテモ相滯候得ハ請人之者罷出急度相納 右地所御入用之節 為後日小作証書依テ如件 何時 ニテ Ŧ

明治廿四年五月 В

小作人

野 田 長太郎

請人

永井彦右 「エ門側

永田亀吉殿

# 金子預リ証文之事

右之金子我等無拠要用之儀ニ付慥ニ預リ候処実正 金弐拾弐両也

急度返済可申候。若元利とも滯り候節は受印之者 也。然ル上ハ月壱分之利足ヲ以年三度ニ無滯リ、

日之金子預リ証文依而如件

罷出其元殿へ少シも御難儀相懸ケ申間敷候。為後

明治五年

金子預リ主

申九月

宗七郎 (II)

請人

吉右衛門@

別紙当テ

永田平治郎殿

高はシ 別紙

米宗

明治十九年 四月十九日

為後日金子預リ証券仍如件

金子預リ証券

、金五拾八円

右之金子正ニ請取本年七月迄預リ申候処確実也。 六拾五銭也

其月ニ至御入用之節何時ニテも急度返済可仕候。

鳥羽政七

小納民藏 (II)

永田平治郎殿

(端裏付笺)

有 船為

政

木綿茂納家

証文 村方よ

取

右三人之者ゟ田中村重左衛門へ、金百三拾五両相 手次第二支配可仕候。 渡ス約定ニ御座候間、 善太郎、平治郎我等三人之中へ引受仕候処、 然る上は右建家三人者ゟ勝 為後日之約定書一札仍而如

木綿屋茂兵衛魚漁稼場所之建家四ケ所、善右衛

約定一札之事

件

明治三年

西 I濱屋

正也。

午八月

善太郎

(II)

善右衛門回

永田

屋 平治郎

殿

質物差入金子借用証文之事

建家壱ヶ所

梁行 

シ裏納所三方ニ間中卸付戸障子敷石風呂場 桁行 三間半

共当時有姿之儘、 但 地面之義ハ上田忠兵衛借地

雪隠壱ケ所 ニ御座候。

右之建家我等所持二御座候処、 無度金子入用之儀(救力)

無異儀貴殿 年三度宛急度返済可仕候。" へ相渡シ 帳切致シ其時一言之子細 萬 一相滯候ハ、 右質物 中間

光治五年 壬申五月

明

片田吉右衛門 @

-69 -

明治八年兵庫裁判所八千拾五号卿(追添書)

然ル上は壱ヶ年壱割三分之利足ヲ加

へ壱

ケ

金子,借用人

為後日之質物差入金子借用証文依而如件

敷候。

請人 高 橋重左衛門風

### 永 田 平 次郎 殿

前

書之通相違無御座候ニ付奥印仕 庄屋 候。 以上

中田 善右衛門印

右之通本紙証文面与二御座候、 (前欠)(網道具貸付の件)

巳十一月十八日改請取我々等譲請候事相違無之候。 貸付諸道具之内少シ不足之物も御座候得共、 申候得共其段相断居候処、其後升屋喜左衛門殿ヲ 善助殿弟友次郎殿紀州ゟ態々被登藤藏殿与同座ニ 若此義ニ付疑猜相掛候御方御座候ハ、其御方与面 付無拠義ニ相成不得己事注其意有証文諸道具とも 十一月中仲人升屋喜左衛門殿ヲ以段々相 之節有物丈ケ返却致候得共、不足之品ハ催促中ニ 文請取之注其意貸附申候処、 以又候段々と相頼申候ニ付、 而右網諸道具共借用致度義二付度々被参段々相 会之上規矩申開キ応接および可申候。 候。尤貸附証文写左ニ記ス 右平八義ハ身代限リ相渡申候ニ付其儘 其年ハ大不漁ニ付右 相対之上慥成貸付証 尤其義ハ明治弐年 且亦翌年ハ ニ相成居由 頼申候ニ 網揚 頼

秋網船 網道具借用証文之事 弐艘

但

櫓

拾四挺

但巳年造り

小舟

但 弐艘

櫓 弐挺

秋網五拾袋弐ツ

但

網袋壱ツ

もシ袋壱 ッ

~ 棕呂アバ網弐拾房

有之道具其許殿所持二御座候処、 此度相対ヲ以秋

三ケ月借用賃金五拾両ニ相定借用申候処実正也。

然ル上は右借用道具限月ニハ無相違右借用賃金共 無遲滯急度相渡シ可申候。 為後日前書道具証文依

5治三年 午八月

明

而如件

借用主 平 八

(FI)

右受人辻村

勇助

**(1)** 

右同断口次人

喜左衛門印

永田屋宗兵衛殿

差入申一札之事

秋網大漁船

樫木ロヲ拾六丁相添去巳八年七月迄 弐艘

右は此度当村永田屋平八殿ゟ其許殿へ代金百拾両 三朱二買取相成候処、 此節柄寒風ニ而我々等濱先 然ル上は其許殿御

新造也

都合次第何時成共相渡可申候。

為後日漁舟

預り

証

ニ而囲置有之慥ニ預リ置申候。

文依而如件

摂州兎原郡

深

江 村

庄屋

善右衛門の

平治郎

(FI)

年寄

他行ニ付

百姓代

新兵衛

Ш

田屋太右衛門殿 漁船売端書之事

(II)

秋

以網大漁船 弐艘

伹 去巳年七月造新造也

壱艘毎ニ樫 木 ヲ八挺ツヽ

添

《代金百拾而三朱 也

也。 面之金高ニ売渡シ則金子不残慥ニ請取申候処実正 右之漁船我々等所持二御座候処、 然ル上は売渡シ之義ニ付、 脇ゟ違乱申者 此度其許殿 I無御 書

座候。 明其許殿へ少シも御迷惑相掛 萬 一故障申者出来候ハ、我々等引請早速埓 ケ中 問敷候。 為後日

漁 舟売渡証文依而如件

明

治三午年

十二月

売主

永田屋平 (A)

受人

辰治郎 (II)

Ш 田屋太右衛門 殿

奉存! 二御 右は 全ハ写之通奥印無之候。 譲り渡証文ニ村方奥印有之由堅ク被申候得共、 候。 山田屋 座候間、 尤裏端書ニハ村方奥印無之候得共、 方へ売証文写尤受人ハ濱屋辰次郎殿事 同 人辰二郎殿ゟ埓明被成候事本意与 右之通相違無之証文ヲ以 是迄

> 申募よシ候事、 奥意相訳リ不申候。

-72-

て拙 共所持ニ相 成候品 ヲ 大坂へ 御渡シニ 相 成 事

堅

# 質物差入金子借用証文之事

一、秋網大漁船 `® 同船櫓 但明治二巳年秋造 弐艘 拾四挺

網

一、解居アバ河 三拾房

難出来候ハ、右質物無異儀相渡シ可申候。為後日酉六月晦日限急度返済可仕候。若限月ニ至リ返金酉六月晦日限急度返済可仕候。若限月ニ至リ返金候処実正明白也。然ル上は月壱歩利足相加へ来ル候処実正明白也。然ル上は月壱歩利足相加へ来ルの場が、質物ニ差入金百八拾両也慥ニ請取借用申

質物二差入金子借用証文依而如件

質物主

右請 关

永田宗兵衛

=(EII)

壬申八月

明治

 $\Xi$ 年

八田善四郎殿

上增喜左衛門@

難深江村

永田善藏様 証文写三通入

八月廿日認

従神港

宗兵衛

-73-

弥右衛門

· 素面道具 四- (麵ヵ) 四- (麵ヵ)

四人前

入用之節は何時成共急度返済可致候。 右之通慥ニ借用申候処実正也。然ル上は其元殿御

為後日借用

候ニ付、

取調可被成下候処、全我等方之心得違簾ニ有之依

段々御引合及申処、御取扱人ヲ以双方御

之前書之金高正ニ請取可申候ニ付、尤是迄薪代金

拾六円五拾銭請取差引残金百拾弐円三拾八銭相滯

薪売渡代金高五百廿八円八拾銭惣〆之内江

金四百

右は明治六年十月廿六日

る同七年五月廿日迄数度

証文依而如件

眀 治四年

未十一月

永田屋平次郎殿

津知村

弥右衛門

(II)

印印 紙印

差入申請取証

金三拾八円也

無出入皆済御座候ニ付、

右請取証差入申一札依而

如件

明治七

戌十二月五日

永田平治郎殿

取扱人

大川喜兵衛殿

「付笺)

住吉 伊ゟ証文

大森伊右衛門

-74 -

地所建物書入登記願

摂津国菟原郡深江村弐百八番地

債主 永田平次郎 **(II**)

地所及建物書入登記願

此貸借金弐拾八円

此登記料金弐拾五銭

永本惣五郎印

負債主

神戸登記所御中

明治二十年四月三十日

証

、金拾壱円七拾六銭也

但東京へ割引料

国立銀行回

第

十八年一月廿三日

右正ニ落手候也

永田平次郎殿

借用之事

元

、金七円八拾銭 右は借用仕実正ニ御座候也。

此内麥七俵御預ヶ申上候。 此金子旧九月三十日元利共御拂申上候。

七月二日

民田与平

永田屋様

「 濱ノ与平付笺

借用申金子之事

、金千弐百両也 右之金子要用二付慥二請取借用申候処実正也。

尤返済之義は月々壱歩之利足相加へ、 貴殿御入用

之節は何時ニ而茂元利共無遲滯急度返済可仕候。

為後日借用申金子証文仍而如件

深江村

永田屋

明治元年

戌辰十月

同

借用主

平

次郎

=(I)

同

請人 惣兵衛

**=** 🗐

深江村庄屋

久左衛門 =(1)

伊丹町

新太郎殿

借用証文之事

金十両也

実正也。然ル上は月定之利足ヲ加 右之金子此度無拠要用之儀ニ付、慥ニ借用仕候処 元銀共急度

可致返済為後日依而如件

明治弐年

借主 種次郎 於さと

巳七月

永田屋様

野間種二分証文

高王し頼母子

別紙与三兵衛

借用証文之事

金凭铅凭両也

也。 右は私シ此度無拠要用之儀ニ附慥ニ借用申処実正 、急度相掛可申候。 然ル上は年三度ニ附、 萬一滯リ候ハ、請人罷出其元 但シ壱度ニ壱匁壱歩ツ

件

殿江御難儀相掛申間敷候。

為後日借用証文依而如

明治六酉五月日

借用主

飯田與三兵衛

請人

米田 惣七

永田

平治郎殿

郎 **(II)** 

座古喜

書 付

証

金弐百八拾 円

> 預 り証壱 通

右之金子返済何時ニ而も 余メ当五月三十 日限 ij 可 金子請取候約、 致 候。 有之候得 宅ニ御座 共、

候樣。

九年一月十五 日

永田平治郎殿

太田 喜介

印

角兵衛証文

金子借用 証券

、金拾円也

右之金子無拠要用之儀ニ 付正 = 来 請 取借 ル 用 申 処 年六 実正

也。 度返済可仕候。若壱ヶ月ニ而茂相滯候 月三十日 然ル上返済之義は本月ヨリ 迄、 毎 月三十 日 限 ij 金  $\mathcal{F}_{1}$ 拾 銭宛 明 治 ハ ` 無 + 残金ニ 相 違屹

> 共、 而壱ヶ月ニ弐歩之利足ヲ加、 其時一言之子細子申間敷 候。 時ニ御取立被成 尤本人ニ不 拘

候 加

明治 九年  $\dot{+}$ 月

判之者ヨリ相弁可申候。

為後証金子借用証券如件

金子借用主

志井角兵衛回

受人中野村

小寺又兵衛

(A)

永田平治郎殿

差入申一札之事

致甚た不都合之次第恐入候。 引相立候ニ付、 去ル明治八年貴家へ金五拾円也御 其節之証書御 就 返却可仕 而 は右之証書 用 i候処、 立申其後差 紛失 後 H

出来リ候共反古可為事也

明治

1十年

東京

八尾八左衛門

永田平治郎殿 巳四月十一日

代 源二郎

八尾八左衛門証札

**—** 77 **—** 

金五拾円証書 壱通 大川喜兵衛

証券

印

金五拾円也

但シ利足壱ケ月ニ

右之金子正二請取借用候処確実也。 金八拾五銭宛極メ

然ル上

一は約定

返却可仕候。 為後日借用金証券仍而如件 之通来ル五月三十日限リ元利金共取揃無遅滯吃度

明治十六年第三月十日 借用主 大川

請

永井庄左衛門@

喜兵衛

永田平 治郎殿

> 印紙 印

金子借用証券

金四百九拾円也

利子壱ヶ月ニ

六円拾弐銭五 厘 宛

之儀来ル五月廿五日限リ元利取揃無相違返済可卿 リ金額正ニ受取借用仕候処明瞭也。 右之金子今般我等要用之儀有之候ニ付、 然ル上は返済 前記之通

請印之者ョリ元利取揃 期限ニ至リ返済方差支候節は本人ニ不拘 一時二完償可仕候。 勿論其

際其元江対シ聊御迷惑相懸ケ申間敷候。

依而為後

日 金子借用証券如 件

明治十七年二月十

五日

金子借用主

笹井夘兵衛剛

請人

志井徳兵衛 (EII)

永田平治郎殿 笹井夘兵衛

-78 -

永田平次郎殿

吉岡辛左衛門@

右証人

金子借用証券 (付笺) 仁左衛門

金三円五拾弐銭五厘 但利足之儀ニケ月ニ

壱七之約定

返済之儀ハ来ル旧四月限リ元利無滯返済可致候。 右之金子要用ニ付借用申処実正ニ御座候。然ル上

明治十七二月 借用海後日金子借用証券如件 借用主 松雄仁左衛門即

受人 同名勘左衛門即

永田平治郎殿

小左衛門

金子借用証券

一、金五円也

但シ利子壱ヶ月

右之金子正ニ請取借用仕候処確実也。然ル上は来 ル十月卅日限リ元利共相揃無遅滯屹度返却可仕候

為後日之金子借用証依而如件

明治十七年

第七月九日

金子借用主

右請人 吉岡幸左衛門 @

牧野佐市良

(II)

永田平次良殿

為後日之

**(II**)

**—** 79 **—** 

一、愈弐円也

記

源二郎

右金額来ル九月三十日屹度返済可仕候。 書入証依而如件

明治十七年

第七月六日

書入主

前田源二郎

## 金子借用証券

、金弐円八十四銭九厘 右正ニ請取借用仕候処確実也。然ル上は来ル四月

明治十八年四月廿五日

摂津国菟原郡中野村第三百九番地

建家

(乙第拾六号附属図

卅日ニは屹度返済可仕候。 為後日之金子借用証券

依而如件

明治十八年

第三月廿日

永田平次良殿

金子借用主 小賣熊吉

(II)

第三番 本家 十九坪弐歩五厘 業第土 五二 厘歩番 四<sup>第</sup>納 坪番屋

ED 乙第拾六号附属

十八年五月三日 永田平治郎殿

兵庫県摂津国菟原郡中野村第四十五番屋敷

小寺太郎兵衛回

**—** 80 **—** 

### 月賦借用 証

、金拾壱円也

右之金子正二請取借用申候処確実也。 然

ル上返済

金高 以貴殿御荷物我等船江御為積被下、其船賃ニテ右 之儀は前借用証文金之利足不足ニ付、 ニ相満候迄御引取被下、尤船賃ニテ右金高相 今般相: 対ヲ

金子借用主

済候節は此書証御戻シ被下度仍テ月賦借用証如件

芦原 乙之助

**(II**)

明治廿年

右証 人

亥二月廿六日

永田平次郎殿

上增喜左衛門@

借用

連印証

券

、金拾弐円 也

利足儀壱ケ月ニ

金拾二銭宛定

右金額這回我等々中 へ正ニ受取借用申処確実也。

然ルニ返却ノ義ハ来ル第十月廿五

日限リ元利取揃

へ屹度返済仕べク候。

自然両名ノ中壱名ニモ返弁

差支相生シ候際 ハ残印壱名ニテモ速ニ返却仕候。

為後日連印借用 証 券依テ如件

明治廿年

第四月廿六日

借用 主

村上 庄右衛門印

同

村上 **夘之松** @

永田亀吉 殿

、金八円也

右之金員入用ニ付正ニ請取借用候処実正也。

利足

壱ヶ月ニ拾弐銭定

然ル

仕候ハ、請人共ゟ。為後日其証如件 (m) 上ハ来ル十二月三十日限返却可仕候。申辺金延引

明治二十年六月二日 借用人 藤田喜三兵衛卿

藤田

請人

勝介

**(1)** 

キ三平

約定証

、金拾三円廿五銭

十一月十一日訴高 但シ明治廿年

五日迄ニ金三円相渡シ可申候約定也。且又金七円 右之内江金三円相渡シ置申候。且又来ル十二月廿

廿五銭ハ来廿一年五月廿五日迄ニ相渡シ可申候約

定也。尤右約定金ニハ政規ノ利子ヲ相加へ、

来五

月廿五日限リ元利共皆済可仕候。為後日約定証仍

テ如件

明治廿年十一月廿四日

村上庄右衛門回

永田亀吉殿

# 借用申金子ノ事

、金凭拾円世

但其利足之義

壱ヶ月金弐拾七銭六厘定メ

右ノ金子正二受取借用到候処実正也。 之儀ハ廿一年八月廿五日ニ相違ナク元利取揃、 然ル処返済 急

此節ハ如何ナル相取立ニ相成候トモ一言ノ申分無 体座候。 為後日金子借用証書依テ如件

御

度返済可仕、

若亦限期に至リ返済難出来候ハヽ、

明治廿一年三月三十一日

金子借用主

丸谷弥治右 工門印

永田亀吉殿

借用申金子ノ事

但シ利足ノ儀ハ

壱ヶ月廿四銭ツ、定

儀ハ来ル八月廿五日限リ元利取揃急度返済可仕候。 右ノ金子正ニ請取借申 候処実正也。然ル処返済

御取立ニ相成候テモ一言ノ申分無之候。 限月ニ至リ若成返済難出来候ハ、、 其砌如何樣 為後日

借用証証依テ如件。

明治廿一年第三月十九日

金子借用主

丹波国多紀郡西本莊村

第弐拾三番地 平民

小畠兵左衛門

第弐百八番地平民 永田亀吉殿

摂津国兎原郡深江村

(II)

# 借用申金子ノ事

`Œ

拾七円四拾五銭 也

但シ無利足約定

右ノ金子正二受取借用申候処実正也。返済

ノ儀ハ

萬 日マデニ壱ケ月ニ金四拾銭ヅ、急度返済可仕候。 明治廿一年四月三十日ヨリ明治廿四年十一月三十 一壱ケ月ニテモ相滯候ハヽ、 其節ハ一時ニ御取

子借用証書依テ如件、

明治廿

一年四月五

立ニ相成候トモー言ノ申分無之候。後日ノタメ金

日 月賦金借用人

磯辺政次郎 (A)

永田

. 亀吉殿

借用金子事

右之金子正二請取候処明白也。 、金五円五拾銭也

然ル処返済之儀

明治二十壱年第四月ゟ月々金六拾壱銭宛差入十二

明治二十一年

月迄二急度皆済可仕候。

為後日如件

永田亀吉殿 第四月九日

金子借用人

山村八三郎

借用申金子事

一、金拾円也 右之金子要々ニ付借用申処実正ニ有之、返済之儀

明治二十一年十二月廿五日迄ニ急度皆済可申為後

H 如件、

(治二十壱年四月廿七日

志井たけ

(FI)

永田亀吉殿

、金拾八円四拾八銭

、右ノ金子我等中ヱ正ニ借用仕【\_\_】実也。併ル(候処確々) 上ハ返済ノ儀本年十月三十日ヨリニル明治廿六年(宋2) 十月三十日迄三ヶ年間壱ヶ年ニ金六円拾六銭ヅ、

度ニテモ不納仕候節ハ本人ニ係ラズ連印ノ者ヨリ 其年々十月三十日限リ急度返済可仕候。 萬一壱ケ

急度返済可仕候。 依 テ為后日借用証書如件

明治廿四年一月一 日

金子借用 主

連印者 永本惣五郎

永田

[亀吉殿

永井 □太郎

借用

証

、金壱百円 也

右之金子正ニ預リ申候処実正也。 無利 然ル上返済之儀

金五拾円は大正九年四月三十日限リ無相違返済可 は来る十弐月卅日限リ金五拾円也返済可致、

仕候。依て如件 但シ樽業廃止致したる節は貴殿之権利ニ属する

仲間 金五拾円は返進可致候。

大正八年十一月十三日

永田亀吉殿

岡村種蔵

(II)

**—** 85 **—** 

、金壱百円也

然ル上ハ左ノ條件ヲ確守シ、万一違背アルトキハ 右金額借用セシ事実証也。

凡テノ責任ヲ負担スベキモノ也。

期間

一ヶ年

利率 年一割二分

大正拾年拾壱月弐拾 五日

右

永田為一殿

棘

恵峻

(I)

又 此利足金六円 《五百拾七円五十六銭七厘

内へ三百廿円

五月十三日受取

七十三円

六月五日受取

此利足八十九銭八厘

此利足六十弐銭五厘

又

壱百円

六月十三日受取

五百円五十弐銭三厘

残高 拾七円四銭四厘

証

金四百九十円

此利足弐十七円五十六銭七厘

但シ二月半ヨリ六月迄〆四ケ月半

証文金

### 証

受取居候。 坪附属八棟を差入れ金額壱千五百円也拝借の登記 弐階建居宅建坪四十一坪弐合五勺及二階坪弐十六 村字東濱宅地四百六十五坪、 書類ハ拙者ニ預リ有之候。 大正参年拾弐月弐日付貴殿より拙者所有の 為后日此証差入置候。 実ハ金銭の授受無之故 仝地上 仍 建物木造 而 記如件 瓦葺 深

大正三年拾弐月二 武庫郡本庄村 ノ内深江村 日

永田助蔵 **(II)** 

善塔又治郎殿

証

ては、 右我々両 金壱千四百四拾五円也 我々所有ニ係る武庫郡本庄村 人前記 金額借用 ニ対シ返済出来兼候ニ ノ内深江村字

付

額ニ対シ金壱百円ニ付一ケ月金壱円弐拾銭宛の利 回 .貴殿へ賣渡シ候ニ付てハ明白也。 然 ル上前記 金

番ノ二地上建物木造瓦葺平家建坪八拾坪五合ヲ今 東濱宅地三百弐十四坪及字仝仝字永井濱百六十

壱

く候。萬一期日経過候へば貴殿ニ於て御勝手ニ 所分御随意ニ被成下候とも異儀不申候。 為后日 爰

子加へ、大正四年三月弐十五日迄ニ急度返済仕べ

こ差入証書仍 而如件

大正参年拾弐月二日

武 庫郡本庄村 ノ内深江

村百

I七拾

番

永田 亀

> 1 地

仝郡仝村ノ内仝村二七九番屋 永田助藏

(FI)

**—** 87 —

善塔又治郎殿

### 証

金壱千五百 茵 也 無利子

村字東濱宅地四百六十五坪、 今般永田助 蔵所有ニ係ル武庫郡本庄村ノ内深江 同 地上建物

六坪附属八棟を抵当として、 前記金額貸与候。 登 二階建居宅建坪四十一坪弐合五勺及二階建坪弐十

記有之候へ共金額ハ不貸候。

就てハ前記

物件永

田

助 亀 吉ノ立会の上調印可仕候事 藏ニ於て売却の節ハ拙者登記取消 を永田助藏諾承 0 調 印 ハ ケセシ 永田

大正三年十二月二日

事を爰ニ此証を差入置候。

仍 而如件

永田助藏 善塔又治

(EP)

八拾参円拾

七銭

也

永田亀吉殿

### 計 算書

金壱千四百四拾五 円 也

利息金六拾九円参拾六銭 也

大正参年拾弐月自至四年参月参拾壱日

木造瓦葺

宅地租金参円八拾四 銭 出,

合計壱千五百拾 八円弐拾銭 也

登記費用

金六拾五銭

証書

紙

金五拾弐円五拾銭 也

登記

面 節

印紙

宅地分

証書印

登記 面 印 紙 紙 建坪

分

金壱円七拾弐銭 也 金弐拾八円也 金参拾銭也

書記

料

証 阴 総合計壱千六百〇壱円参拾七銭

110,

右之金額 へ支払ヒ /١ 永田 ナ シ 助 タ 藏 ル 事 ラ拙 債務ヲ永田亀吉氏ニ於而 者 \_ 於 テ証

開可

致候

也 立

大正四年四月弐日

谷尻宇太郎回

### 永田亀吉殿

取かわせ 証

銭取引及不動産設定等ノ関係 貴殿等ト拙者間ニ於テ大正四年四月拾日迄之金 ハ相互間全部相済候。

後日之為メ如件 大正四年四月拾日

善塔又治郎回

永田助藏殿 永田亀吉殿

証

右は来ル八月三十日限リ返済可 金弐円廿五銭

仕候也

明治十八

酉六月

藤平次

(II)

永田平次郎殿

記

元金六拾円 亥年四月十 日

か シ

此内へ同四月二十九日 金三拾円請取

、金七百九拾八円〇壱銭也

証

残額ト相殺イタシ候事実証也

大正拾年六月廿八日

右金額深江字前田弐八六番宅地並諸建物譲渡代金

阪口 印

本永田様

岡田久吉

(II)

永田為

殿

、金三百四拾 五 円 也

但証文之義差戻シ可申筈之所、 右は米代金正ニ請取申侯。

失セ申候間、

若証

明治七年

書出候共、古反可為者也。一札仍而如件

戌六月

永田平次郎殿

記

永 弐難田 口掛

で 分 分

芝傳藏

此

利壱円九十弐銭

※三円四十九銭

又金四円也

茂左衛門分

此 リ壱円

四十弐銭八厘

五厘

四丑酉 十十八 六一月 月月*&* 迄

惣合三十円廿六銭

K

五円九十弐銭

喜左衛門

茂左衛門 善右衛門

明 治

1十年 十一月

〆拾壱円七十五銭

金六円 同五円七十 五銭

此リ九円十一

銭五厘

四 士 一 大 月 よ 月 よ

但シ受取

永井藤吉殿

又弐円三銭八厘四毛 厘 善右衛門

合廿円八十六銭

五

小作年貢

(寸笺)	永田様	深江村 政助 花押		丹波篠山	亥十月十二日	明治八年	附差入依而如件	仕候。又過金ニ相成候ハ、私方請取約定為後日書	且又右割之分ゟ不足ニ相成候ハヽ、私共ゟ惣勘定	衛	壱人分 四円四十一銭六厘	此	一、拾三円也 右は三田車間違	覚
酉十二月五日		右は証文金内江正ニ受取申候也	一、金拾円也	記					永田平次郎殿		月廿八日	右正二請取候也	一、金包円也	記
永	本	子候也								大				

大堀久兵衛卿

藤平次殿

永田

**(II**)

(付箋)

書附

### 家 公督相 続 人廃除判決書写

大正十. 年(タ第三九

決

兵庫 県武 庫 郡本庄村深江三十 一番 屋

亡永田亀吉 遺言執 行

原告

棘

恵

県 同 郡 御 影 町 御 影字上 中七 百 六 番 地

+

七

証 第

永

田

司

郎

同

右当 事 者間 ノ 推 定家督相 続 人廃 除 請求 事件 付 圳

ス ル コト 左 如シ。

主 文

被告カ亡永田 「亀吉ノ 法定推定家督相続 人タ ル コ

廃除 ス

[訟費用 ハ被告之負担ト ス

実

原 告 代 長 申 . 々酒造 男ニシ 立ヲ為シ其請 主文第 テ 業ヲ営ミ 其 法定 項 求原 記 来 推 載 定家督 因 V 如 ル 1 \_ シ 丰 ア被 被告 判 相 続 決 告 ヲ 人 盲目 八亡永 求 ナ ル L ニシ ル 処 田 永 旨 テ該 亀 田 定

> 以テ 廃除 営業 ヲ ナ 記 、提出シ ij 其遺言執行者 ヲ承 ス 亀 ŀ ル 吉 ニ於テ之ヲ ハ大正十 乙第一 旨 意 思 テ経 陳 述シ立 ヲ 号 表示シ 経 年 営 証 営 ル 五 ス 原 証 月 ル ス 成 告 同 + コ 卜 ル 立ヲ認 月卅 六日 1 シ  $\exists$  $\exists$ 1) ネ テ 1 押 本 遺 可 言ヲ以 第 訴ニ及ビ 日 能 メ ナ 1死亡シ タ ij ナ í) ° 乃至第 タリ ル テ被 \_ タ タ 3 而 ル ル 告 1) 次 次 テ

前

ヲ認 被告  $\Delta$ ハ ル旨陳 原告請 述シ 求 通 立 1) 証 1 判 シテ乙第一 決 ヲ 求メ 原 号証 因 主 ヲ 提 体 事 実

第 裁 判 所 乃至 一第三号 職 権 ラ以 証 永田 成 立 ラ認 か メ 訊問 タ ij

甲

理 由

/\

テ

シ

ヲ

ナシ

タ

'n

— 92 —

被告 計 ル 明 第 ル 続 処 ヲ \_ 営 号 証 適 タ ナ ハ亡永田 セ ル 証 人 ル 酒造 スト 為永 ラ綜 永田 コ 1 合参 亀吉 田 業 シ U ハ 邦 ニハ 家 カュ 甲 第 東 ノ 酌 ノ 全然干与セ 長男ニシテ其法定推 家業タル酒 ス 証言及被告 教養 号 ル 証 ヲ受ケ之ニ 牛 ノ戸 /\ ス該家 造業ヲ主宰 被 本 籍 人 謄 本 ノ供述弁 幼ニシ 二依 業 依 定家督 *>*\ IJ 次男 別 経 IJ 三乙 テ 阴 失 生 相 ス ナ

= 付 民事訴訟 弘法第· 七 十三条ヲ適用 シ主文ノ如 ク判

決 ス

為

外

子

の間 亀

ニ三分シ 死亡後親族協

家業ハ

為

= 上

於

継

続 告

ル テ

タ

ル

五

月卅

日

吉

議

ノ

遺

産

ヲ

被

及

地 方 裁 判 所 民 事 第 部

裁 判 長判 事 西 田 与 作

武

富

義

雄

(ED) (EII)

ロスル ナラ 「業カ特 本 ト言 経 寧 テ遜色ナキ者 モ ル 事 ス被告 件 コ 口 験ヲ必要ト 1 盲者 . 二於 ニシテ普通 実 フヲ妥当ト 殊 ヺ 認 ハテハ被: 経験 シ ハ 一身ノ将来 所 他方被告 ムル ショ必 謂 = ス 非 二足 人以 告 ル ス 生 永 要 産 生 ノ家督相続 ス ト 田 的 1 産 上 ル ノ身上ヲ保 ノ安全ナ 雖 事 家力酒 凡 ス 事 ノ モ斯 業ニ ソ盲者 業 **芸**智ヲ有シ ル コ ノ 従事 経 ル 卜 造ヲ家業 人 ノ 如 護 営 1 タ  $\wedge$ 勿論 牛 シ \_ 丰 シ ス ル  $\dot{\exists}$ テ 経 テ 適 /١ コ 異例 営 成 ١ ナ 普 途 1 1 セ 育 ヲ講 サ 畧 ル シ 通 = ヲ 該 特 疑 ル

属

シ 敢 殊 タ シ 営

1

営

モ

ノ

決定ニ

依

ij

シ 遺

且 書

前

記

亀

吉 戸

時

認

証 1

ヲ

認

タ

ル

言 テ

同

묵

証

1

神

X 甲

判

所

ル 吉

コ )

及原:

告

ヲ遺言執 テ被告ヲ廃

行者

ナ

ル ル

コ ノ

1

*/*\

第二号 表 除

ル

ニ付民法第九百

于

五.

条第一 テ被

項

第二

号

所

事 ス 丰

由

7

ル

Ŧ

ノ

1

ス

然

1) 七

而

人

タル

亡

遺言

ラ以

除

ス シ

意 相

思 続

ヺ

示

タ 亀 定

後遲

ナ

ク

訴 =

ヲ

提

起

シ 原

タ 告

ル 75

モ

ノ

ナ

1)

認 亡 裁

 $\Delta$ 

ル

余

ア

ル 滯

ヲ以

テ原告 本 明

本

訴

請求ヲ正当ト

シ 1 死

訴訟費

用 \_

> 師 出 静 (EII)

同 同

-93-

昨日は嘸々御草臥と存候。 扨借方先は夫々御遣シ正ニ拝手仕候。

明日午後早々宿所へ御越被下候。若シ近傍へ 本日相下リ早速白斗

御使御ツイデ有之候ハヽ 御立寄セ被下度候。 小前

御拝眉申シ及也。

八日

一、 五 円 包 記

、三円包

、二十円

先は証文引替可申候也 右借方分正ニ預申候

十二月八日

廣岡正肥

正肥

永田亀吉殿

御伝聲

御老母様御一同にも

平兵衛様

仕切目録

一、大祝印四拾挺也印

内引

代百拾六円也

一、三円四拾八銭

一、壱円也

懸り物

口銭

差引《百拾壱円五拾弐銭

此ノ所へ

、金百円

於 拾壱円五拾弐銭也

右之通り御座候也

十二月三日

永尾御店殿

相渡ス

**(II**)

廣岡店 **(II**)

証

一、金拾円也

右は正ニ慥ニ請取申候 長田屋証文金之内

寅の年 二月十三日

> 豊田元七郎 藤谷次右衛門

**-** 95 -

本庄村史資料

編著者 永田家文書 一九八八年七月二十日発行 神戸市東灘区深江本町三-五-七神戸深江生活文化史料館本庄村史編纂委員会

### 印刷ショップ タ

印刷所

発行所

